



# 第3次

## 大淀町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

～第3次おおよどアクションプラン～

令和5(2023)年10月策定



## 第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化が加速するなか、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活は、これまでに経験したことのない生活活動の孤立化や地域コミュニティの希薄化に直面しています。

また、ウクライナ情勢の長期化・深刻化は、世界的な物価高騰を引き起こし、私たちの暮らしを直撃しています。

一方、地域社会においては、新たな課題として、孤独・孤立、貧困、ひきこもり、介護と育児を同時に行うダブルケアやヤングケアラーなどの問題が複雑かつ複合して顕在化しており、これらの新たな課題は、今までの支援体制では解決することが困難な状況となっています。

この様な状況のなか、私が町長に就任した令和4年12月以前から、本町においては、多様かつ重層的な福祉ニーズに対応するため、「ともに支え合い、幸せに暮らすことのできる地域社会づくり」を基本理念に、町社会福祉協議会とともに、オール大淀で「来たい、住みたい、住み続けたいまちおおよど」をめざして取り組みを進めて参りました。

この度、これまでの計画の基本理念「ともに支え合い、幸せに暮らすことのできる地域社会づくり」を踏襲しながら、先人の意思を継承し、このまちに暮らす地域住民のみなさまの期待に応え、より魅力ある住みやすいまちとして、次の世代に引き継ぐことを念頭に、第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

本計画では、地域福祉の方向性を定める「地域福祉計画」とその具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しており、今後は、本計画に基づき、地域住民、地域活動団体、支援機関、町社会福祉協議会及び行政の連携や協働を一層強化し、地域福祉を推進するとともに、制度や分野、「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け支え合いながら暮らすことのできる、包摂的な地域社会の実現をめざした重層的支援体制整備実施計画も包含し、様々な課題に対応できる大淀町をめざして参ります。

地域住民のみなさまには、引き続き地域福祉の推進へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なご支援を賜りました大谷大学志藤教授とその研究室の学生のみなさま及びアンケート調査にご協力いただきました町民のみなさま並びに貴重なご意見やご提言をいただきました本計画策定委員の皆様から心から厚くお礼を申し上げます。

令和5年10月

大 淀 町 長

辻 本 眞 宏

大淀町社会福祉協議会会長

辻 本 眞 宏





# 目 次

【第1章】 計画の策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の背景	- 1 -
2 地域福祉とは	- 1 -
3 計画の位置づけ	- 2 -
4 計画期間	- 3 -
5 計画の策定体制	- 3 -
【第2章】 大淀町の現状と課題	- 4 -
1 前期計画の取り組みと評価	- 4 -
2 統計データにみる町の状況	- 6 -
3 生活実態調査の結果からみえる町の状況	- 14 -
【第3章】 計画の基本的な考え方	- 30 -
1 基本理念	- 30 -
2 基本目標	- 31 -
【第4章】 施策の内容・展開	- 33 -
基本目標1 みんながつながり活躍できる地域づくり～であい～	- 33 -
基本目標2 困り事を丸ごと受け止め解決できる体制づくり～わかりあい～	- 35 -
基本目標3 自分らしい生活を支える仕組みづくり～たすけあい～	- 37 -
基本目標4 みんなの安全な暮らしを守る環境づくり～ささえあい～	- 39 -
第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画目標設定	- 41 -
【第5章】 計画実現のために	- 42 -
1 計画の周知による意識の高揚	- 42 -
2 関係機関との連携・協働	- 42 -
3 計画の進捗管理	- 42 -
【付属資料】	- 43 -
1 計画の策定経過	- 43 -
2 策定委員会委員名簿・設置要綱	- 45 -
3 生活実態調査アンケート様式	- 48 -

## 【第1章】 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

本町では、平成19年3月「大淀町地域福祉計画」、平成20年3月には大淀町社会福祉協議会が「大淀町地域福祉活動計画」を策定、平成26年3月には「第2次おおよどアクションプラン（第2次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、地域住民をはじめ関係機関や関係団体等との協働のもと地域における様々な課題を解決するための取り組みなど、福祉のまちづくりを進めてきました。

今回の計画を策定するにあたり、今いちど大淀町民の暮らしの現状を見ていくとさらなる少子化の進展や高齢者のみ世帯の増加、加えてコロナ禍で地域活動が制限されたことによる孤独・孤立化が進んでおり、地域による課題解決が困難となってきています。さらに新たな社会問題として、物価高騰による格差の拡大と生活困窮者の増加、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、様々な世代でのひきこもりや虐待、自殺者の増加など様々な要因が複雑化・複合化して生じています。

何等かの悩みや課題を抱えているものの、行政をはじめとする支援機関の相談体制は縦割りであることが多く、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にある世帯への対応などが新たな課題として顕在化してきました。世代や属性を超えた横断的な支援体制の構築と、住民や社会福祉法人、ボランティアなどの地域活動団体が、行政と連携・協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む必要があります。地域や家庭でのつながりや支えあいを通じて地域とともに支えあい、解決に向けて取り組むための仕組みづくりが必要です。

また、近い将来起こると想定されている南海トラフ地震に備え、高齢者や障がい者など災害時要援護者への適切な支援についても取り組みを進める必要があります。

本計画においては、このような地域住民の生活をめぐる課題と、これまで取り組んできた事業の成果を踏まえた上で必要な見直しを行い、地域住民等による相互の助け合いや支え合いなどの自主的な活動を促進し、町内に住むすべての人々が安心して暮らせるまちづくりを推進していくための目標と具体的な取り組み内容を定めていきます。

### 2 地域福祉とは

一般的には、「福祉」と聞いてイメージすることは、一人暮らしの高齢者、子育てに悩む人、障がいのある人、経済的な不安を感じながら生活する人たちが受けるサービスと捉える人が多いのではないのでしょうか。しかし、福祉の意味は、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる仕組みをみんなでもにつくり、それを育てていくことです。「地域福祉」とは、地域で暮らすみんなが、それぞれの持てる力を出し合い、協力しつつ、支え合える社会をつくる努力を重ねていこうという考え方を基本としています。

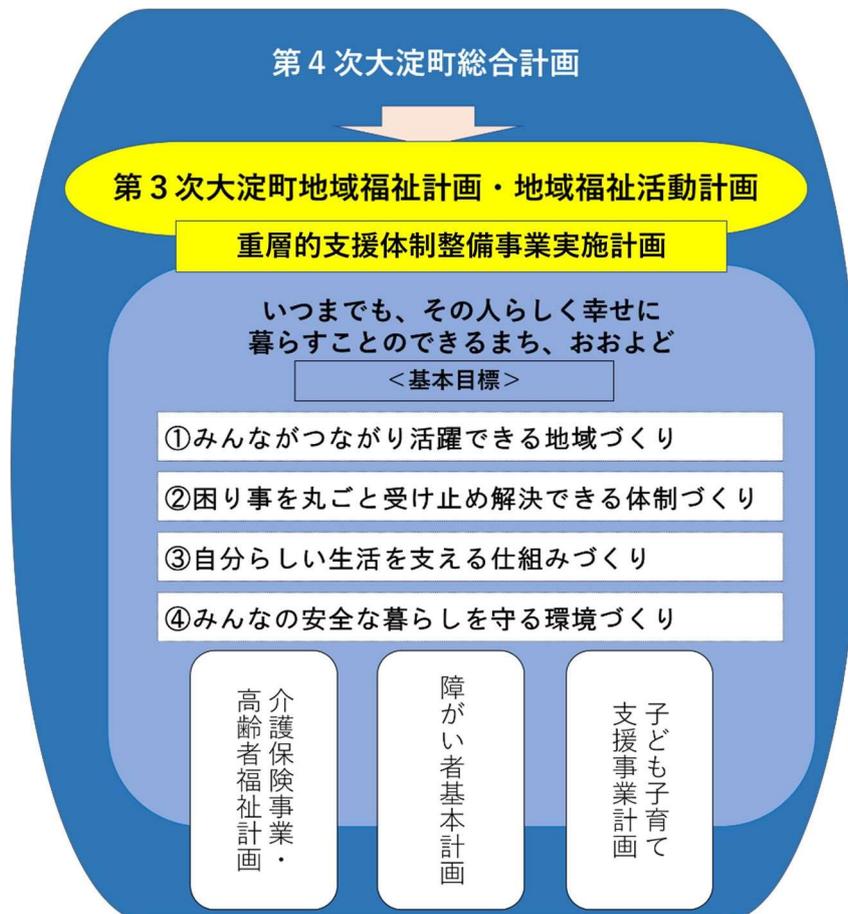
社会福祉法第4条においては、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。また、福祉サービスを必要とする人たちも地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化など、あらゆる分野の活動に参加できるように、地域福祉を推進していくことの重要性が明記されています。

### 3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。加えて、同法第106条の5に規定された重層的支援体制整備事業の実施にかかる「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものとします。

施策の展開にあたっては上位計画である「大淀町総合計画」との整合性を図りつつ、「障がい者基本計画」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「大淀町子ども子育て支援事業計画」等とあわせて取り組みます。

#### ■計画の位置づけ



## 4 計画期間

計画の期間は、2023年（令和5年）10月から2030年（令和12年）3月（2029年度：令和11年度）までの6年6ヶ月の計画とします。

なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

### ■第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画及び他の関連計画の期間

計画	年度 令和											
	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	
第4次総合計画	→											
地域福祉計画	2次延長期間			3次								
介護保険事業・高齢者福祉計画	8期			9期			10期			→		
障がい者基本計画	3次											
子ども子育て支援事業計画	2期											

## 5 計画の策定体制

「第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、各種団体の代表者などで構成する「大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を核に町行政と町社会福祉協議会による調整会議、ワーキングチームを設置し、計画策定に向けて会議を行いました。

また、「大淀町民のこれからの暮らしと地域福祉をよくするためのアンケート2022」として、大谷大学志藤教授の協力のもと町内24行政区、843世帯に配付し、451件の返送をしていただき、意見の反映に努めました。また、住民懇談会を開催して住民の生の声を聞き取り反映しました。

「第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は「地域住民」、「行政」、「社会福祉協議会」が一体となって取り組みを進め、地域福祉を進める担い手である地域住民とともに地域の課題の発見、解決策を検討していくことを目指し策定しました。

## 【第2章】大淀町の現状と課題

### 1 前回計画の取り組みと評価

前回の計画である「第2次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては「第4次大淀町総合計画」にあるまちづくりの基本理念、将来像「ひともまちも輝く大淀町」を基本として、「ともに支え合い、幸せに暮らすことのできる地域社会づくり～みんなでつくる“ふれあい”“わかりあい”“たすけあい”“ささえあい”～」を実現するために3つの基本目標を掲げ、具体的な事業や活動（実施計画）に基づき、取り組みを進めてきました。

特に地域福祉を推進するにあたって、地域福祉の担い手の育成や共助の取り組みを一層広げていくことに努めました。

また、行政計画との連携・連動した活動計画については、具体的な過去の活動を振り返り、成果と課題についてまとめました。

基本目標	重点事業	達成度	成果及び課題
みんなが身近で支え合う地域づくり	ボランティアリーダーや福祉推進委員の育成	○	（成果） ・介護予防リーダーの養成講座を定期的実施することで、介護予防ボランティアが定着し、各地域で教室（体操・レクリエーション）を展開 （課題） ・福祉推進委員等のキーパーソンの発掘と若い世代の担い手育成
	地域ふれあいカフェの開設	◎	（成果） ・平成28年5月に設立された大淀町元気な地域づくり推進協議会（町内6つの社会福祉法人で構成）が福祉機能を有した多世代交流の“元気カフェ”を運営。
	小・中学校への福祉教育	◎	（成果） ・平成28年11月から年1回、小中学生に向けた高齢者疑似体験や車いす体験会を開催 ・認知症への理解と支援の啓発のため、毎年学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施
	先進的な取組への助成	△	（成果） ・高齢者生きがい活動促進事業補助金を活用し2地区が交流の場の創出と活性化の推進 （課題） ・先進的な地域活動を助成する財源の確保
基本目標	高齢者地域見守り協定事業	◎	（成果） ・平成28年5月以降、町内6社の企業と見守り協定を締結
基本目標	重点事業	達成度	成果及び課題

誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	災害協定の締結と災害訓練の実施	◎	(成果) ・災害ボランティアセンター設置の協定、災害時の人材派遣等の協定及び災害時の連携・物資提供の協定を関係機関と締結 ・H30年11月に郡内で住民参加型の災害ボランティアセンター設置訓練を開催 ・町職員を対象とした防災訓練の実施
	避難行動要援護者に対する個別支援計画の策定	×	(課題) ・区や自治会での避難行動要援護者把握
その人らしい暮らしを守る支援やサービスの体制づくり	地域包括ケアシステムに向けた地域ケア会議の設置	○	(成果) ・多職種連携が必要な困難ケースの事例やケース検討を中心に“安心サポート会議”を実施 (課題) ・抽出された地域課題や資源開発への積極的なアプローチ
	広報HP、講座による充実した福祉情報の発信	○	(成果) ・HPに掲載する情報や更新頻度の見直し、SNSなどを活用した住民への情報提供を実施
	住民参加型のケアサービスの体制づくり	○	(成果) ・モデル地区で、住民全員がサポーターとして登録し、高齢者宅のごみ出しなどの実践

～これまでの取り組みの総括～

モデル地域で取り組みをすすめた支え合いの仕組み（サポーター登録）は、お互いの思いや問題意識を共有し合いながら、参加者個人や団体、組織が、効率・効果的に、連携して地域福祉活動を進めていく有効な手立てとなりました。今後は、地域ごとの特性を踏まえて、特に若い世代の担い手を確保しながら、支え合いの仕組みを拡大させていく必要があります。

地域の交流の場として普及に努めてきた“地域ふれあいサロン”が、地域の固定化と担い手の高齢化といった課題を抱えるなか、多世代交流のコミュニティカフェや子ども食堂の開設、介護予防ボランティアの養成により、新たな交流の拠点と活躍の場が広がりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大で、希薄になった地域のつながりにより、孤立化するひとり暮らし高齢者等への見守りをはじめ、効果的な活動の周知や助け合いの意識の醸成、情報の見える化、活動者等への財源的な支援をいかに進めていくかが求められます。

また、近年の豪雨による災害の増加により、地域防災に関心が高まり、災害ボランティアセンターの運営等に係る関係機関との連携や対応マニュアル等の整備は進む一方、避難行動要援護者計画の策定や福祉避難所の運営・支援の課題も含め、大規模災害へのさらなる受援体制強化が必要となります。

## 2 統計データにみる町の状況

### 1. 人口の推移

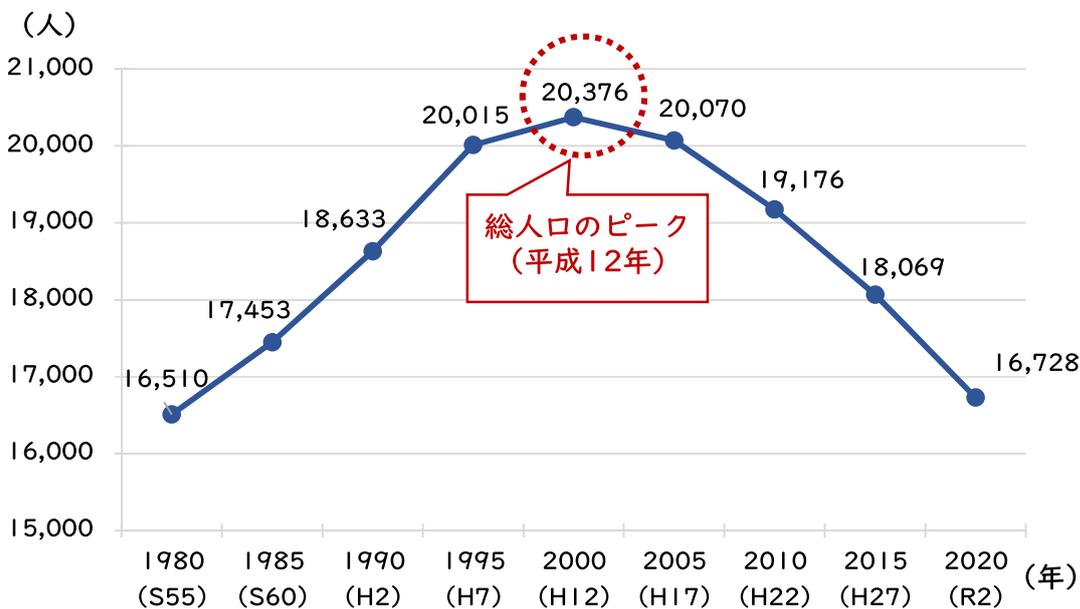
#### (1) 総人口の推移

下記のグラフは、昭和 55（1980）年から令和 2（2020）年までの国勢調査に基づく人口の推移を示したものです。

本町の総人口の推移を見ると、平成 12（2000）年に総人口のピークを迎えました。昭和 55（1980）年以降、急激な増加を示していましたが、平成 12（2000）年以降は減少に転じています。

令和 2（2020）年 10 月に行われた国勢調査によると、本町の人口は 16,728 人でしたが、これは人口がピークに達した平成 12（2000）年と比べて、約 18%の減少となっています。

図表 1 総人口の推移



出展：令和 4 年 3 月策定「大淀町人口ビジョン」

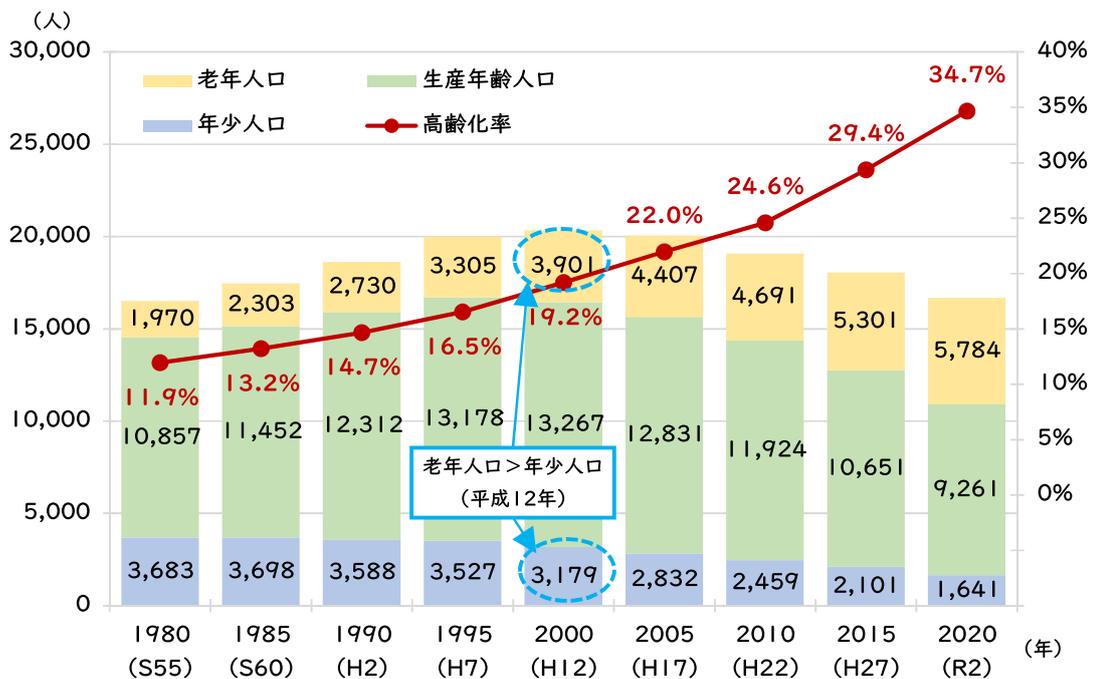
資料：国勢調査

## (2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本町の年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年まで増加傾向にありました。平成7（1995）年から平成12（2000）年までは、13,000人以上と増えていましたが、平成17（2005）年以降は減少傾向に転じ、令和2（2020）年には9,261人と、ピークであった平成12（2000）年から約30.2%の減少となりました。年少人口（0～14歳）については、昭和60（1985）年をピークとして減少傾向にあります。令和2（2020）年には1,641人とされており、昭和60（1985）年と比べて約55.6%の減少となっています。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）は一貫して増加傾向にあります。平成12（2000）年には老年人口が年少人口を上回り、令和2（2020）年には、老年人口が年少人口の約3.5倍となっています。また、高齢化率も年々上昇し、令和2（2020）年には34.7%となっています。これは、生産年齢人口約1.6人で1人の老年人口を支えるという計算になります。

図表2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



※ 年齢「不詳」は除くため、年齢別3階級の合計は、総人口と一致しない。また、高齢化率は、年齢「不詳」を除いた総人口を分母とする。

出展：令和4年3月策定「大淀町人口ビジョン」

資料：国勢調査

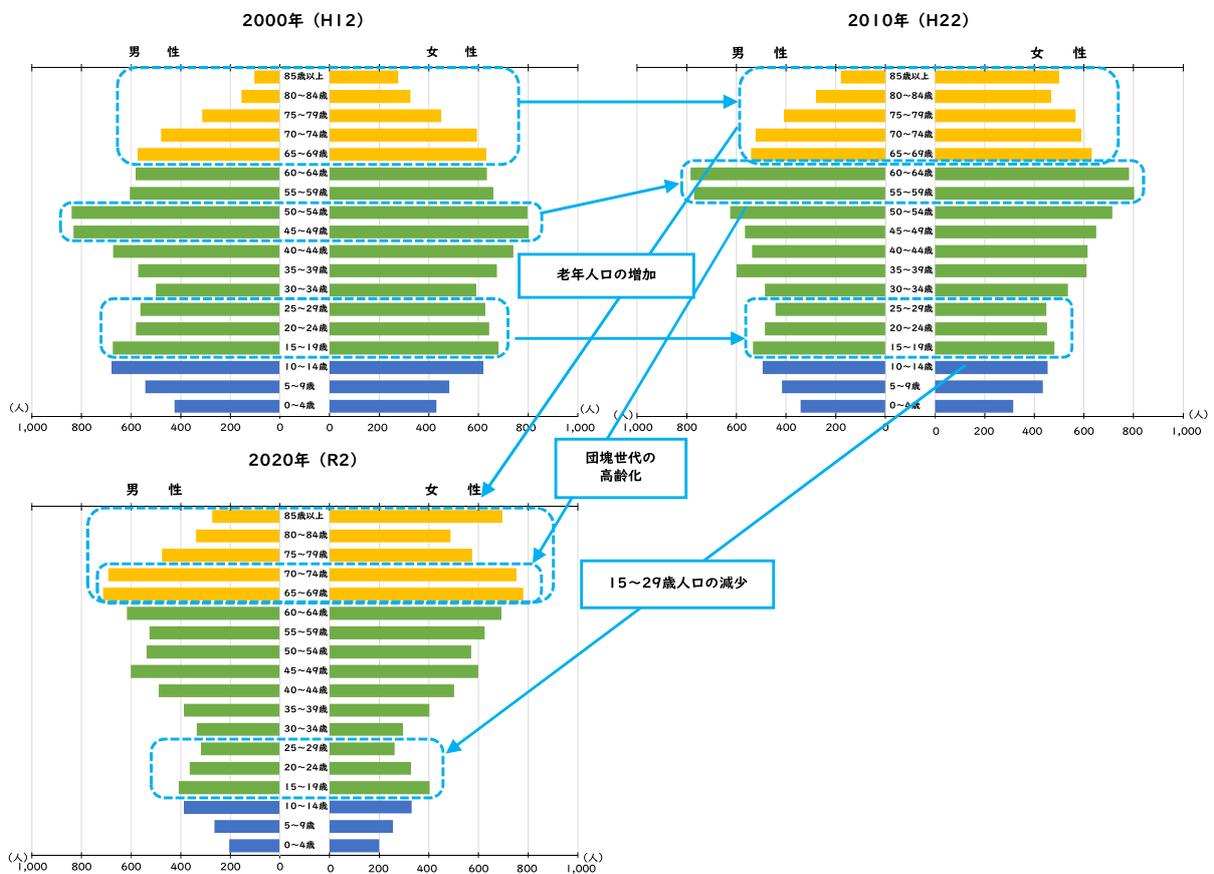
### (3) 5歳階級別人口ピラミッドの推移

平成12(2000)年から令和2(2020)年までの5歳階級別人口ピラミッドの推移を見ると、15~29歳人口の急激な減少が見られます。これは、出生数の減少に加え、15~29歳の転出超過数の増加が起因しています。

また、老年人口の増加、年少人口の減少といった傾向が見られ、「つぼ型」(少産少死型：年少人口が少なく、老年人口の多い型)となっていることが特徴となっています。

さらに、一定の人口規模を持つ団塊世代が年齢を重ね、老年人口に移行していく様子わかります。令和2(2020)年の国勢調査では団塊世代の一部が70歳以上となり高齢化率がさらに上昇しており、今後もこの傾向が続くと予想されます。

図表3 5歳階級別人口ピラミッドの推移



出展：令和4年3月策定「大淀町人口ビジョン」

資料：国勢調査

## 2. 人口の自然増減

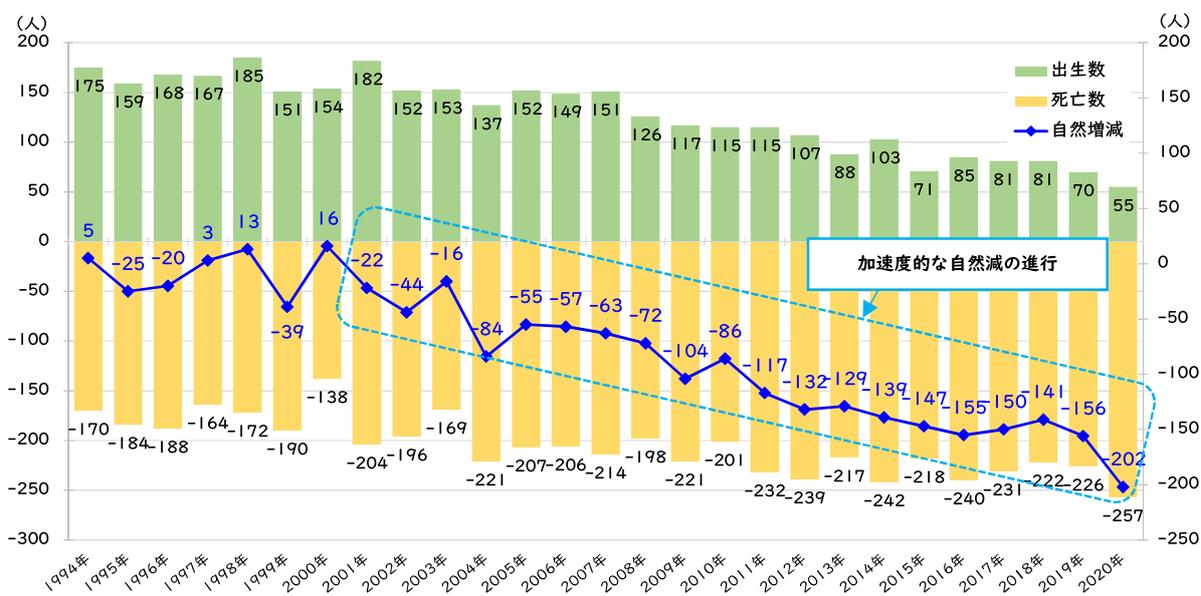
### (1) 自然増減（出生・死亡）の推移

本町の平成 6（1994）年以降の出生数の推移を見ると、平成 19（2007）年までは 140 人～180 人程度で推移していましたが、平成 20（2008）年以降は減少傾向となり、令和 2（2020）年には 55 人となっています。

死亡数は平成 6（1994）年から平成 28（2016）年まで、緩やかな増加傾向を示しています。医療の進歩とともに、寿命の延長、死亡率の低下が全国的に見られていますが、他の年齢階層に比べて死亡率が高い高齢者の占める割合が増加したためと考えられています。令和 2（2020）年には、死亡数が 257 人となっています。

自然増減（出生数－死亡数）の推移を見ると、平成 13（2001）年以降は、加速度的に自然減が進行していることがわかります。令和 2（2020）年には 202 人の自然減となっています。死亡数の増加に加え、出生数の減少が進行することによる自然減の状態となっており、今後も高齢化と少子化による加速度的な自然減が進行すると考えられます。

図表 4 自然増減（出生・死亡）の推移



出展：令和 4 年 3 月策定「大淀町人口ビジョン」

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(2013 年以前は 3 月 31 日時点、2014 年以降は 1 月 1 日時点)

### 3. 支援を必要とする人の状況

#### (1) ひとり親世帯

ひとり親世帯は増加しており、令和2年は185世帯のうち6歳未満の子供がいる世帯は31世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

世帯区分	年次	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	令和2年
母子世帯(世帯)		71	91	103	111	172
うち6歳未満の子供のいる世帯(世帯)		10	19	22	16	29
父子世帯(世帯)		24	20	13	14	13
うち6歳未満の子供のいる世帯(世帯)		3	0	0	1	2
合計(世帯)		95	111	116	125	185
うち6歳未満の子供のいる世帯(世帯)		13	19	22	17	31

資料：各年国勢調査

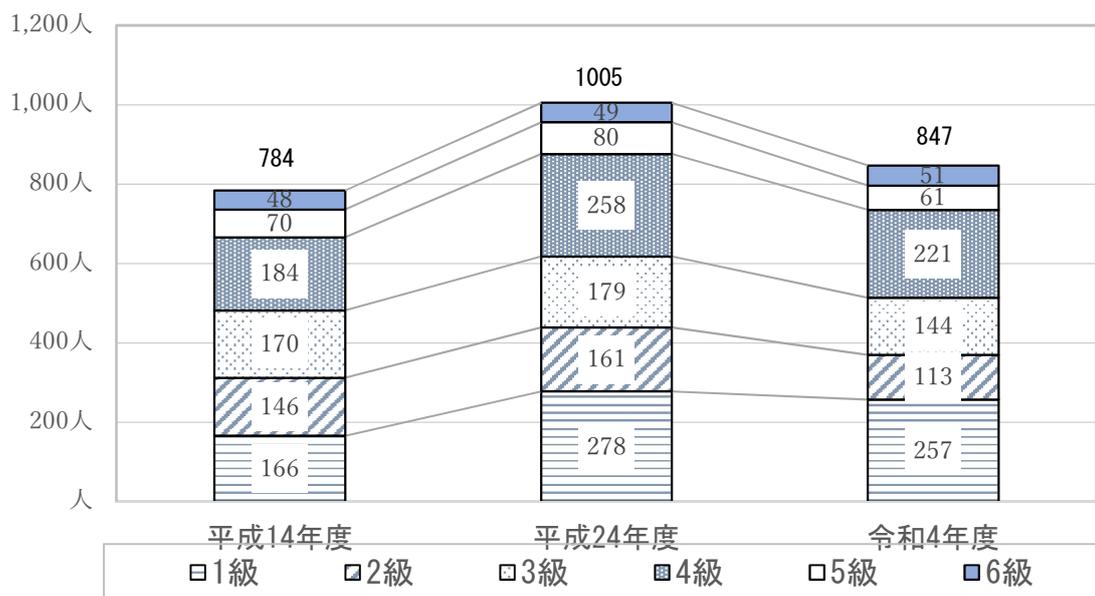
注)母子世帯及び父子世帯とは、18歳未満の児童のいるひとり親世帯のこと

#### (2) 障がいのある人

##### 【身体障害者手帳】

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成14年にかけて増加したあと令和4年までの間に減少しており、令和4年度は847人になっています。1級及び6級までのすべてについて減少しています。

■程度別身体障害者手帳所持者数の推移

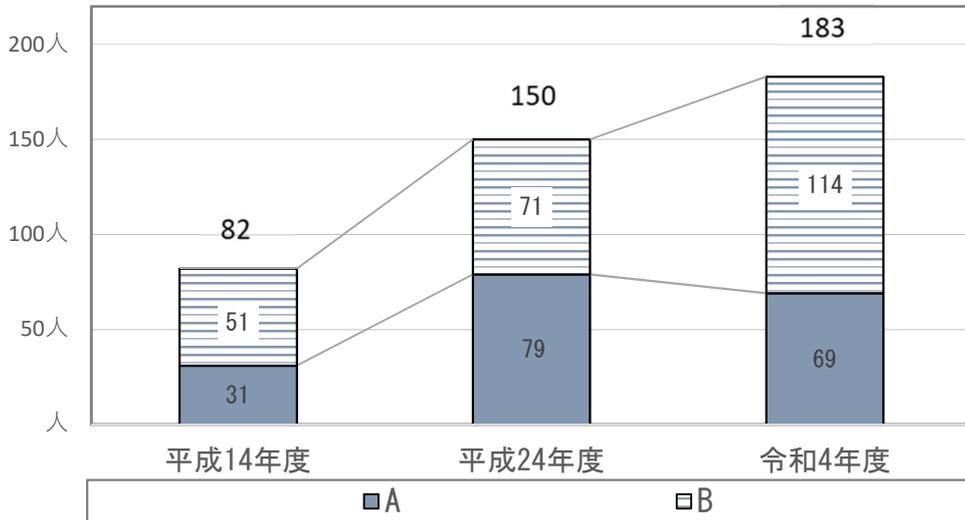


資料：福祉介護課調べ（平成14年度は12月、平成24年度は平成25年3月、令和4年度は令和5年3月）

【療育手帳】

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 14 年度の 82 人が平成 24 年度には 150 人、令和 4 年度には 183 人と継続して増加傾向にあります。程度別にみた場合、B（軽度・最軽度）が 114 人で、療育手帳所持者総数に占める割合は 62.3%となっており、前回（47.3%）と比較して増加しています。

■程度別療育手帳所持者数の推移

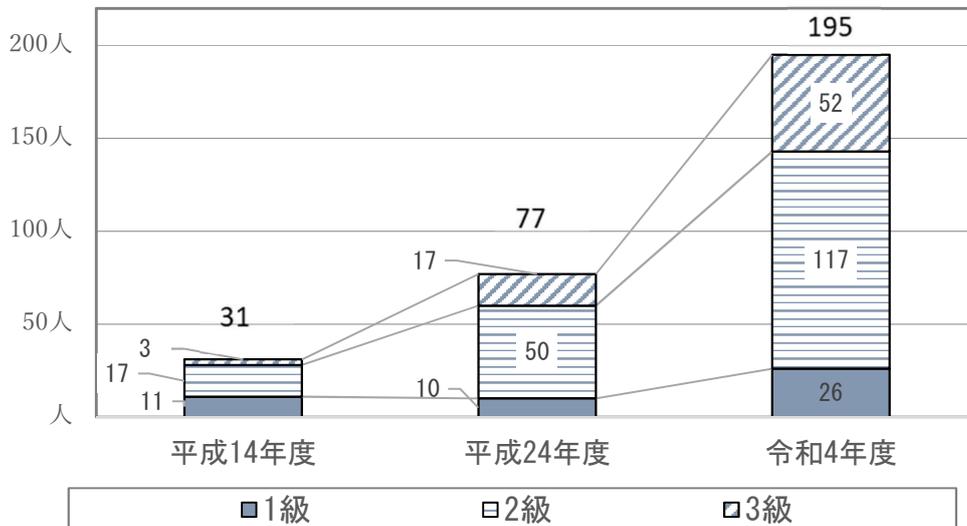


資料：福祉介護課調べ（平成 14 年度は 12 月、平成 24 年度は平成 25 年 3 月、令和 4 年度は令和 5 年 3 月）

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 14 年度 31 人、平成 24 年度 77 人、令和 4 年度 195 人となっており、平成 14 年度と令和 4 年度を比較すると、6.3 倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉介護課調べ（平成 14 年度は 12 月、平成 24 年度は平成 25 年 3 月、令和 4 年度は令和 5 年 3 月）

#### (4) 高齢者（65歳以上）世帯

高齢者（65歳以上）がいる世帯の推移をみると、平成7年の2,237世帯から令和2年には3,623世帯と約1.6倍に増加しています。65歳以上のひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯は平成7年の335世帯から令和2年には959世帯と約2.9倍に増加し、高齢者がある世帯の総世帯数に占める比率は、平成7年の34.6%から令和2年には55.8%に大きく上昇しています。

65歳以上のひとり暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加も著しく、両者を合わせた世帯は、平成7年の749世帯から令和2年には2,111世帯と約2.8倍になっています。

■ 高齢者世帯の推移

世帯区分 \ 年次	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	令和2年
65歳以上のひとり暮らし（世帯）	335	446	539	651	959
①に占める比率（%）	5.6	7.1	8.3	9.9	14.8
②に占める比率（%）	15.0	17.0	19.0	21.6	26.5
65歳以上の夫婦のみ世帯（世帯）	414	577	749	827	1,152
①に占める比率（%）	7.0	9.1	11.5	12.5	17.7
②に占める比率（%）	18.5	22.0	26.4	27.4	31.8
③高齢者がある世帯（世帯）	2,237	2,625	2,833	3,015	3,623
①に占める比率（%）	37.6	41.6	43.6	45.6	55.8
④総世帯数（世帯）	5,946	6,316	6,497	6,609	6,498

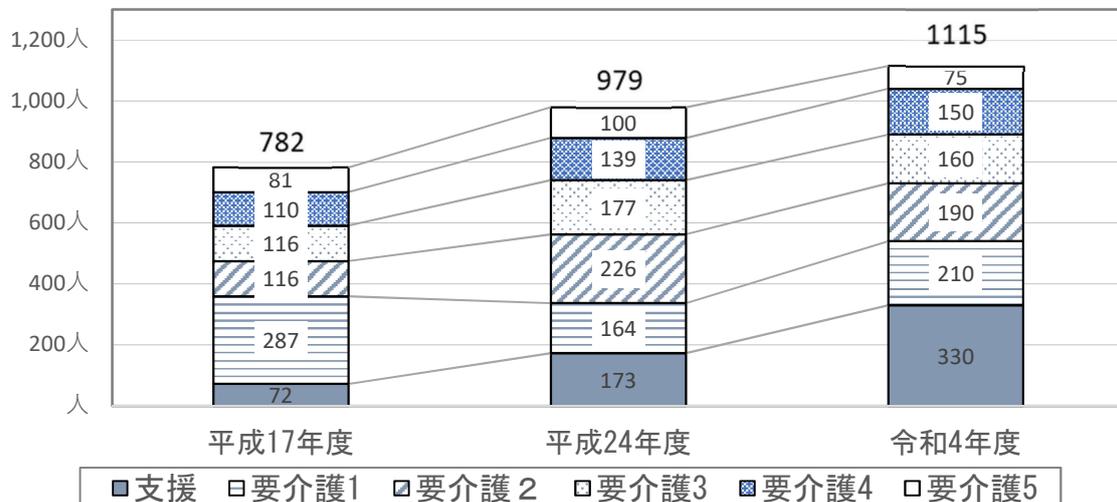
資料：各年国勢調査

注）ひとり暮らし及び夫婦世帯の比率は、上段は①総世帯（一般世帯）数に占める比率、下段は③高齢者世帯に占める比率

#### (5) 要介護等認定者

介護保険制度の要介護等認定者数は、平成17年度782人、平成24年度979人、令和4年度には1,115人となっており、平成17年度と令和4年度を比較すると42.6%増加しています。要支援については平成17年度と令和4年度を比較して4.58倍の増加となっています。

■ 要介護等認定者数の推移



資料：福祉介護課調べ（各年10月）

## (6) 虐待等に関する相談

### ①児童

令和4年度の児童家庭相談援助件数は、149件で、そのうち、児童虐待に関する相談は、125件となっています（相談件数は、過年度からの継続分を含みます。）。

#### ■児童家庭相談援助件数

養護相談		障害相談				育成相談	計
児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	言語発達障害等相談	知的障害相談	発達障害相談	育児しつけ相談	
125 (83)	6 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (2)	1 (11)	16 (47)	149 (147)

資料：健康子ども課調べ（令和4年度実績値）【（ ）は平成25年実績値】

#### ■被虐待者の年齢・相談種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0歳～3歳未満	1 (4)	0 (0)	10 (6)	12 (3)	23 (13)
3歳～学齢前児童	0 (6)	0 (0)	11 (7)	7 (5)	18 (18)
小学生	16 (8)	0 (0)	13 (11)	12 (20)	41 (39)
中学生	7 (1)	1 (0)	5 (2)	11 (5)	23 (8)
高校生・その他	4 (1)	0 (0)	4 (1)	12 (3)	20 (5)
計	28 (20)	1 (0)	43 (27)	53 (36)	125 (83)

資料：健康子ども課調べ（令和4年度実績値）【（ ）は平成25年実績値】

#### ■虐待相談の主な虐待者

実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
29 (18)	6 (7)	87 (54)	2 (4)	1 (0)	125 (83)

資料：健康子ども課調べ（令和4年度実績値）【（ ）は平成25年実績値】

### ②障害者

令和4年度の障がい者虐待等に関する相談、通報等は1件あり、虐待を受けたと判断した事例は1件ありました。

### ③高齢者

令和4年度の高齢者虐待等に関する相談、通報等は6件あり、そのうち、虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例は2件、虐待の判断に至らなかった事例は4件、虐待でないと判断した事例は0件となっています。

### 3 生活実態調査の結果からみえる町の状況

#### 1. 調査の目的

「第3次おおよどアクションプランー第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定にあたり令和4年9月から10月にかけてアンケートを実施しました。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大及び物価高騰の影響を受けた住民の暮らしの実態です。調査の分析は、これまで実施してきた平成19年、平成26年の2回の調査との比較を中心に進めています。

この調査は、身近で具体的な暮らしの実態をトータルに把握することを基本としています。そのため住民の暮らしの場としての地域の特性をふまえ調査を行なっています。具体的には、大淀町にある51の大字（「だいじ」）を身近な暮らしの場としてとらえ、大字ごとでの類型化を行い調査対象地域の選定、集計、分析をおこなっています。これは、第1に、地域住民の暮らしの課題に対応してすすめる福祉のまちづくりの活動が、身近な地域において住民相互の日常的な交流と対話、協力と共同を深めながら、地域の生活問題への対応、あるいは対応すべき問題の顕在化、その対応方法の明確化などを目的に進めていくものであるからです。第2に、「第3次おおよどアクションプランー第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、このような福祉のまちづくり活動を進めるための目標として何が求められているのか、具体的に今後どのような福祉のまちづくり活動を進める必要があるのかを明らかにし、町全体としての具体的な行動計画を作成することを狙いとしています。この2点を進める上で、地域で取り組む課題を明らかにするとともに、その取り組む条件を明らかにすることも目的としています。

#### 2. 調査の基本的な考え方

調査を実施するにあたっては、図1、図2の「生活問題をとらえる視点と枠組み」を用いています。この視点と枠組みは、調査の項目作成と分析の基本としているものです。具体的には、図2にあるように、①暮らしの基本的な基盤となる雇用・労働や公共的なサービス、②暮らしを支える日常的な人と人とのつながり、③暮らしに責任を果たす国・自治体の施策の状況、および、その相互の関係が地域での生活の状況に大きな影響を及ぼす要素となっています。したがって、①から③それぞれが役割を発揮することで、安心して安全な地域での暮らしが実現できることをあらわしています。

※ 調査の考え方や方法に関しては、三塚武男『住民自治と地域福祉』法律文化社、1992年、三塚武男『生活問題と地域福祉ーライフの視点からー』ミネルヴァ書房、1997年を参考としています。

図1 生活問題をとらえる基本的な柱と枠組み

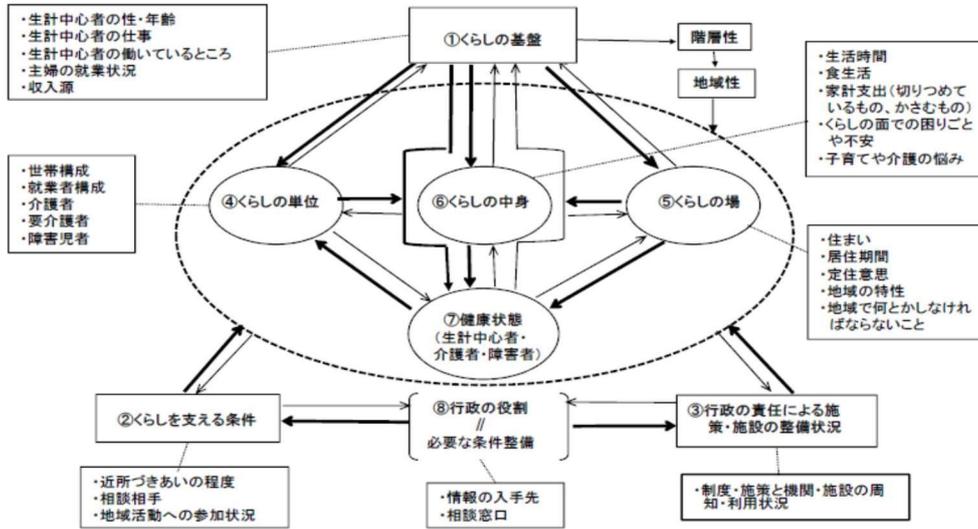
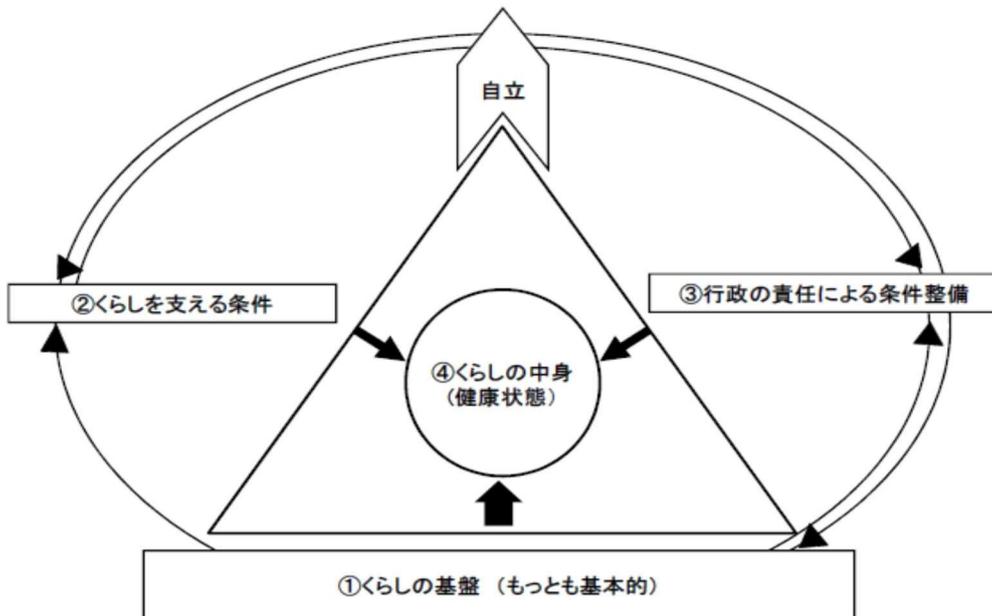


図2 生活問題を規定している基本的条件とその相互関係



### 3. 大字を単位とした地域の状況（地域類型区分）

51の大字における人口密度と一定の期間における世帯数の増減率を基本としながら、既存の統計資料や前回の調査報告書などの諸資料を用い、さらに、実際の地域を踏査した上で地域を類型化しました。

これはこれまでの2回の調査と同じ手法で分類しています。

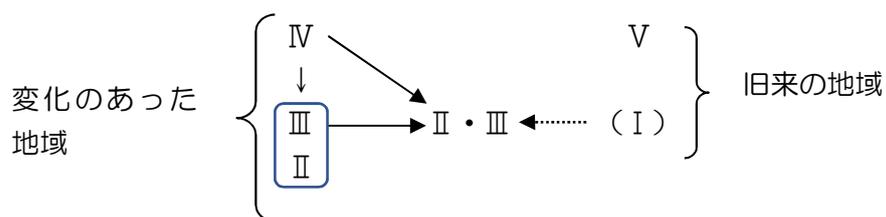
結果としては以下の示している4つの類型区分となりました。

なお、これまでの調査では5つの累計に分類していました。しかし、これまで第2類型としていた旧街道沿いの住宅地域において世帯の出入りが進んでいたこと、また第3類型の地域では、移住転入から一定の期間が経過した世帯が増加し、これら世帯を新たな世帯として把握するより一定期間住み続けている世帯として把握した方が適切と思われる世帯が増加傾向にありました。その結果、第2類型と第3類型はほぼ一体となってきていると分析し、両方の類型を一つの類型とすることとしました。

- ① 人口密度が高く世帯数が減少している旧商店街およびその周辺の地域（第Ⅰ類型）、
- ② 人口密度が中位で世帯数が横ばいしないし減少している旧街道沿い及びその周辺の新旧混在の住宅地域（第Ⅱ・Ⅲ類型）、
- ③ 人口密度が高く世帯増減割合が増加しているニュータウンの地域（第Ⅳ類型）、
- ④ 人口密度が低く世帯増減割合が横ばいもしくは減少している農村を中心とした地域（第Ⅴ類型）

また、大淀町では開発からかなりの時間を経過したニュータウンにおいては、高齢化の進む旧住宅地になっています。一方で古くからの住宅地などでは、新たに小規模な開発が進められており、その結果、新旧混在の住宅地となるなどの変化が見られます。このように、地域とは決して不変的なものではありません。したがって地域類型区分も固定化されたものではありません。今後「第4次大淀町総合計画後期基本計画・第2期大淀町地方創生総合戦略」に掲げる、ゾーンニングに基づく新たな公共施設や再開発、あるいは産業構造の変化などが進めば、さらに地域は変化をしていくことになると考えられます。

なお、地域の変化とその関連をみると、下図のようになります。これら変化の方向をふまえながら、地域福祉の課題をとらえていくことが重要です。



### 4. 調査の方法（コロナ禍下での調査の実施）

#### ●調査期間および調査方法

コロナ感染症の拡大状況を考慮しつつ、できる限り回収率を上げるため、調査対象地区（大字）の区長への説明ならびに協力依頼をした上で、令和4年9月4日（日）から6日（火）までの3日間をかけ、24の大字を対象に調査票を町職員、社会福祉協議会職員、大谷大学の学生が配布しながら協力依頼をすることとした。回答は10月20日までの期間とし、郵送による返信にて回収を行いました。

●調査の対象

国勢調査による世帯数、人口の推移などから地域を類型化しサンプル数を確定した。なお。対象地域はこれまでの2回の調査とほぼ同じ大字としました。

●回収状況と回収率と、点検作業、集計・製表・分析

・集計対象世帯（451世帯、1431人）

配布総数は777世帯、うち集計可能な回答数は451で、回収率は58.0%でした。

なお、調査票の点検作業、及び調査票の自由記述やその他の回答やメモなどから類型化・コーディング、集計並びに製表、分析の作業は、志藤修史(大谷大学)が担当しました。

～図表1 調査対象地域・世帯一覧と調査の実施状況～

地域累計	大字名	配布合計	回収数	回収率
I	新町1丁目	19	6	31.6
	岡崎2・3丁目	28	13	46.4
	西町1丁目	12	11	91.7
	西町3丁目	1	1	100.0
II・III	比叢	30	15	50.0
	北六田	39	20	51.3
	口越部	40	27	67.5
	土田	70	35	50.0
	口桧垣本	30	23	76.7
	上桧垣本	30	18	60.0
	金吾町	10	5	50.0
	西町5丁目	20	15	75.0
	北町3丁目	31	14	45.2
IV	北野東	90	50	55.6
	北野西	59	33	55.9
	南大和	30	20	66.7
	吉野平	20	14	70.0
	香梨台	14	11	78.6
	花吉野ガーデンヒルズ	103	53	51.5
V	中増	22	13	59.1
	上比叢	20	16	80.0
	矢走	10	6	60.0
	今木	30	19	63.3
	佐名伝	19	12	63.2
	無回答		1	
		777	451	58.0

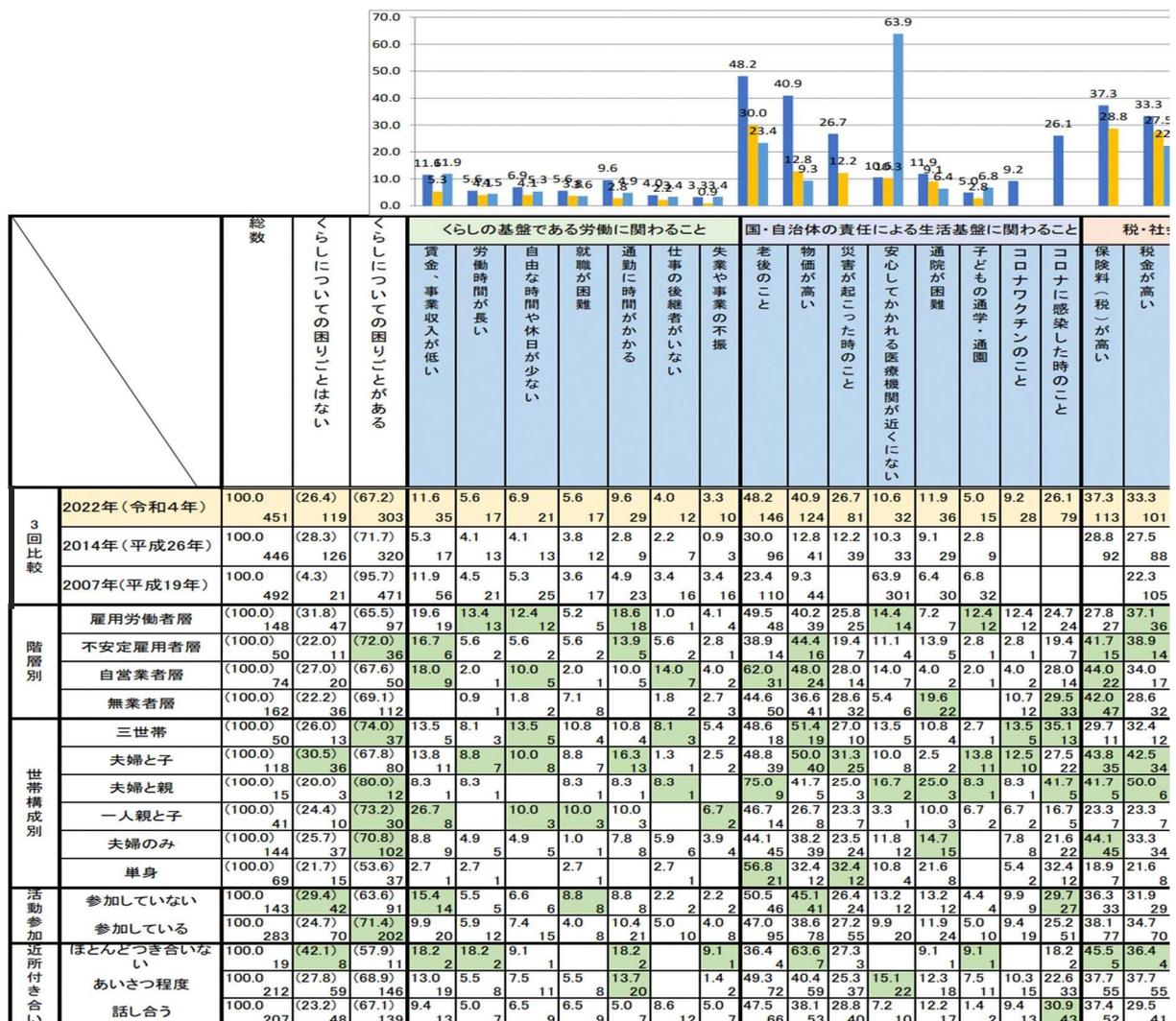
## 5. 調査結果の概要

住民は、2022（令和2）年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出や対面交流の制限、加えて、経済の停滞やリモートワークやリモート授業の導入などによる仕事や学習の変化など、3年間にわたり生活のあらゆる面で大きな影響を受けています。さらに、燃料や光熱水費をはじめ、日常生活のあらゆるものの値上がりという、物価高騰も暮らしを直撃しています。

今回調査はこのような社会環境の影響を大きく受けており、その結果、健康状態、家計状況、近所の付き合いなどをはじめ、あらゆる内容でこれまで2回の調査と比較すると大幅に状況が悪化しています。大淀町内での医療機関の整備などが進められたことで2007（平成19）年と比較してみると、医療に関するいくつかの項目では状況改善がみられますが、交通や外出に関する課題に関する項目、特に単身や年金生活者、ひとり親家庭などにおいては、食生活や家事に関する項目など日頃の暮らしに関わる項目において不安を抱える割合が増加傾向にあります。一方、住民同士の交流や活動への参加の低下が進んでいることに加え、身近な相談窓口やサービス提供機関の認知や利用も低下傾向にあり、総じて地域の暮らしを守り、維持する力は低下しています。

このような状況を改善に転じるための今後の福祉のまちづくりの展望としては、住民相互の日常的な対話や交流、健康を取り戻すこと、そのために定期的に入出りのできる憩いや交流の場を創出することにかかっています。調査の結果では、住民の外出への要望、出会いと交流の機会を増やすことを望むという割合が高い結果となっており、今後の活動の方向が示唆されています。

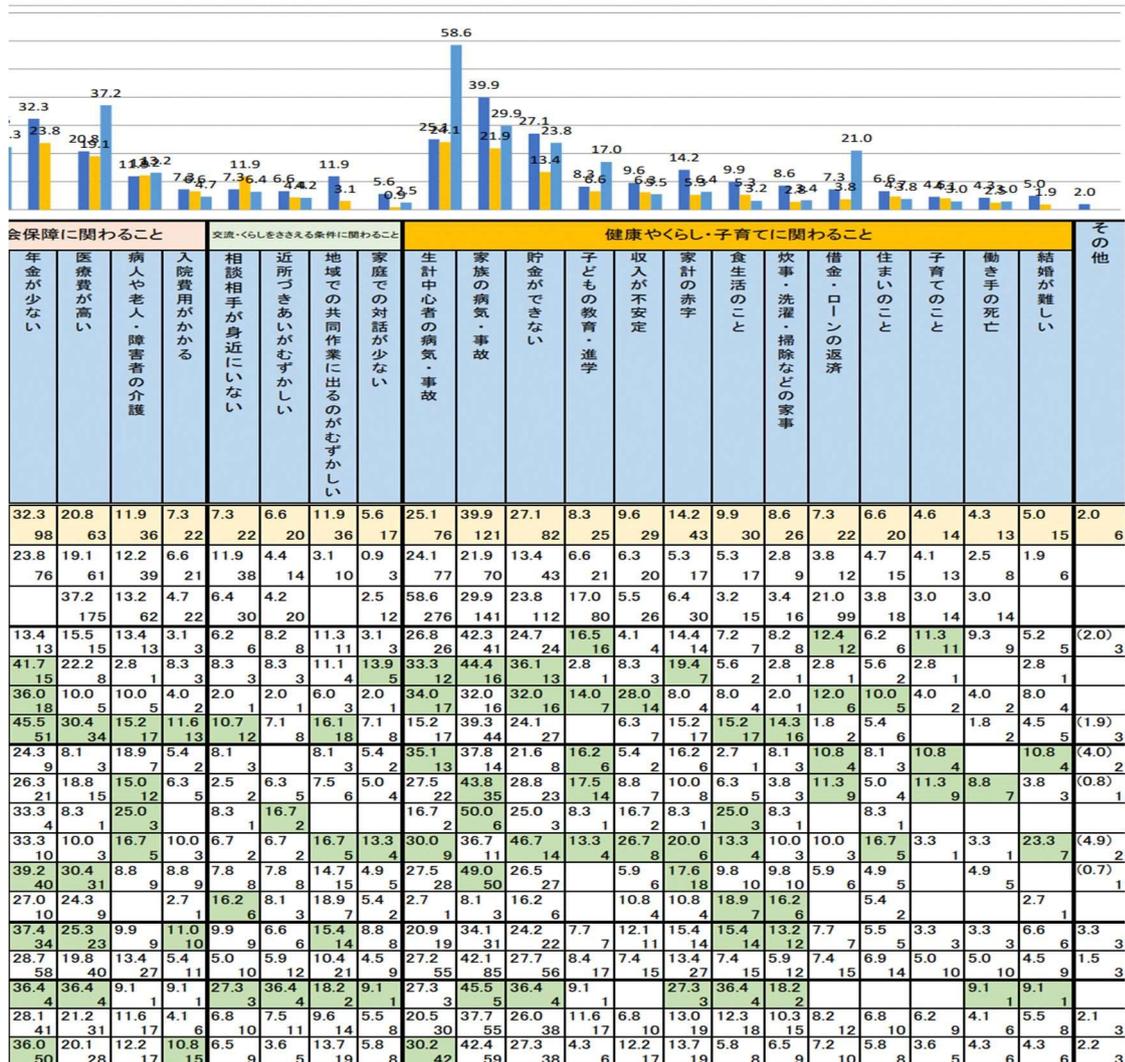
～図表2 暮らしや医療の面での困りごとや心配ごと（複数回答）～



(1) 暮らしの実態に関すること

① 3世帯に1世帯が、税や社会保障で悩みを抱え、半数近くが老後の生活は不安と回答！

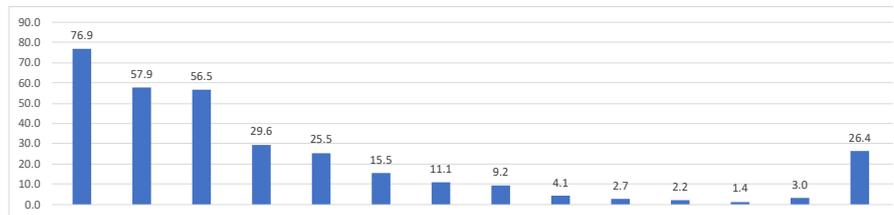
「暮らしや医療の面での困りごとや心配ごと」(図表2)では、医療や健康に関する項目が突出した2007年の結果をのぞき、ほぼ全ての項目にわたって上回った結果となっています。特に「老後のこと」(48.2%)、「物価が高い」(40.9%)、「コロナに感染した時のこと」など、生活の基盤に関する項目及び、「保険料が高い」(37.3%)、「税金が高い」(33.3%)、「年金が少ない」(32.3%)などの税・社会保障に関することの商品が高く、「家族の病気・事故」「貯金ができない」「家計の赤字」などは、2020年以降の物価高を反映し高くなっていると考えられます。なお、「無業」「単身」「活動に参加していない」「近所付き合いがほとんどない」「75歳以上」では、食生活や炊事など日頃の家事に困っている状況が見てとれます。



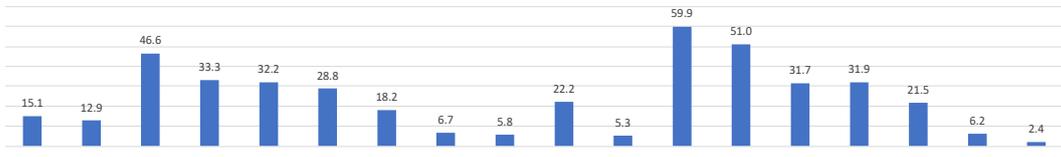
## ② コロナ禍は生活と健康を直撃！

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的交流の減少といった生活の変化の影響を受けています。「雇用労働者層」では外出を控え、生活の楽しみが奪われています。「無業者層」と75歳以上の年齢層などでは孤独や孤立、「気力体力共に低下があった」など、心身の健康に関する影響を受けています。加えて、65歳以上の高齢者は運動や交流を可能な限り行っている割合が高いにも関わらず、体力の低下を訴える回答が高く、個人での努力のみで健康の維持することの難しさがあらわれています。また、自営業者と不安定雇用者、45歳以上65歳までの年齢層では経営・経済的な影響を受けたとの回答の割合が高く、また気力の低下という精神的なダメージを受けたとする回答も多いのが特徴です。

～図表3 階層構成・年齢別にみたコロナによる影響～



	総数	コロナの影響ない	コロナの影響あった	日常生活への影響													体力への
				旅行等の外出を控えた	友人等と付き合いが疎遠になった	イベント等の参加を控えた	人と接する機会の減少による孤独や孤立	地域活動への参加を控えた	心身の健康面の悪化	収入減による生活困窮	会社等の経営状況が悪化した	家庭内の不和	通院や通学等ができなくなった	通勤ができなくなった	まういかなかつた	リモートワーク(学習含む)などがう	
合計(2022年)	100.0	(15.3)	(81.6)	76.9	57.9	56.5	29.6	25.5	15.5	11.1	9.2	4.1	2.7	2.2	1.4	3.0	26.4
	451	69	368	283	213	208	109	94	57	41	34	15	10	8	5	11	119
雇用労働者層	100.0	(16.9)	(81.8)	85.1	63.6	64.5	25.6	15.7	14.9	9.1	9.9	5.0	2.5	2.5		3.3	24.3
	148	25	121	103	77	78	31	19	18	11	12	6	3	3		4	36
不安定雇用者層	100.0	(14.0)	(80.0)	82.5	57.5	57.5	25.0	27.5	12.5	17.5	10.0	7.5	2.5	5.0			18.0
	50	7	40	33	23	23	10	11	5	7	4	3	1	2			9
自営業者層	100.0	(9.5)	(90.5)	76.1	53.7	53.7	29.9	26.9	10.4	20.9	20.9	6.0	6.0	3.0	1.5	1.5	23.0
	74	7	67	51	36	36	20	18	7	14	14	4	4	2	1	1	17
無業者層	100.0	(16.7)	(79.0)	69.5	55.5	50.8	33.6	32.8	20.3	6.3	3.1	1.6	1.6	0.8	1.6	4.7	33.3
	162	27	128	89	71	65	43	42	26	8	4	2	2	1	2	6	54
無回答	100.0	(17.6)	(70.6)	58.3	50.0	50.0	41.7	33.3	8.3	8.3					16.7		17.6
	17	3	12	7	6	6	5	4	1	1					2		3
25歳未満	100.0	(50.0)	(50.0)									100.0					50.0
	2	1	1									1					1
25歳～34歳	100.0		(100.0)	100.0	100.0	80.0	60.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0		20.0		40.0
	5		5	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1		1		2
35歳～44歳	100.0		(100.0)	71.0	74.2	64.5	22.6	9.7	29.0	16.1	6.5	9.7	3.2	3.2		3.2	38.7
	31		31	22	23	20	7	3	9	5	2	3	1	1		1	12
45歳～54歳	100.0	(15.2)	(82.3)	89.2	61.5	64.6	29.2	12.3	13.8	15.4	16.9	6.2	6.2	3.1		3.1	26.6
	79	12	65	58	40	42	19	8	9	10	11	4	4	2		2	21
55歳～64歳	100.0	(12.2)	(86.7)	85.9	60.3	66.7	26.9	24.4	12.8	15.4	12.8	3.8	1.3	2.6	1.3	1.3	23.3
	90	11	78	67	47	52	21	19	10	12	10	3	1	2	1	1	21
65歳～74歳	100.0	(20.3)	(77.3)	75.8	51.5	53.5	23.2	33.3	8.1	6.1	7.1	2.0	2.0	3.0	1.0	2.0	18.0
	128	26	99	75	51	53	23	33	8	6	7	2	2	3	1	2	23
75歳以上	100.0	(16.5)	(78.6)	64.2	55.6	40.7	39.5	32.1	24.7	7.4	3.7	1.2	1.2		1.2	6.2	35.9
	103	17	81	52	45	33	32	26	20	6	3	1	1		1	5	37
無回答	100.0	(15.4)	(61.5)	50.0	25.0	50.0	50.0	37.5		12.5					12.5		15.4
	13	2	8	4	2	4	4	3		1					1		2



影響		心がけていること										大切に思ったこと						
体力が低下した	気力が低下した	以前とほとんど変わらない	運動を可能な限り積極的にこなしている	趣味の活動を可能な限り充実させている	家族の時間を大切にしている	友人や地域の方々との交流を可能な限りおこなっている	仕事や学業に一層力を入れている	地域活動を積極的に行っている	特に心がけていることはない	その他	自分や家族の健康	家族や友人、知人とのつながり	地域の助け合い	例年行っている地域の行事や活動	これまでの行事や活動を見直す	新しい行事や活動	その他	
15.1	12.9	46.6	33.3	32.2	28.8	18.2	6.7	5.8	22.2	5.3	59.9	51.0	31.7	31.9	21.5	6.2	2.4	
68	58	210	150	145	130	82	30	26	100	24	270	230	143	144	97	28	11	
11.5	13.5	48.0	23.6	28.4	33.1	8.8	8.1	4.7	29.7	5.4	60.8	45.9	24.3	23.6	25.7	4.1	4.1	
17	20	71	35	42	49	13	12	7	44	8	90	68	36	35	38	6	6	
16.0	24.0	48.0	34.0	44.0	28.0	14.0	4.0	6.0	18.0	2.0	68.0	48.0	38.0	34.0	12.0	4.0	4.0	
8	12	24	17	22	14	7	2	3	9	1	34	24	19	17	6	2	2	
13.5	17.6	50.0	25.7	39.2	35.1	25.7	18.9	8.1	14.9		56.8	54.1	31.1	48.6	27.0	10.8		
10	13	37	19	29	26	19	14	6	11		42	40	23	36	20	8		
19.8	8.0	42.0	44.4	29.0	21.6	22.8	0.6	5.6	20.4	8.6	58.0	55.6	35.8	30.9	19.8	7.4	1.9	
32	13	68	72	47	35	37	1	9	33	14	94	90	58	50	32	12	3	
5.9		58.8	41.2	29.4	35.3	35.3	5.9	5.9	17.6	5.9	58.8	47.1	41.2	35.3	5.9			
1		10	7	5	6	6	1	1	3	1	10	8	7	6	1			
		50.0		50.0					50.0		100.0	50.0						
		1		1					1		2	1						
		60.0	20.0	60.0	80.0	40.0	60.0				80.0	100.0	60.0	40.0	40.0	40.0	20.0	
		3	1	3	4	2	3				4	5	3	2	2	2	1	
9.7	6.5	45.2	22.6	32.3	41.9	19.4	9.7	6.5	29.0	9.7	74.2	71.0	45.2	22.6	35.5	12.9	3.2	
3	2	14	7	10	13	6	3	2	9	3	23	22	14	7	11	4	1	
11.4	17.7	43.0	20.3	31.6	32.9	10.1	10.1	7.6	31.6	3.8	51.9	49.4	21.5	25.3	29.1	3.8	2.5	
9	14	34	16	25	26	8	8	6	25	3	41	39	17	20	23	3	2	
16.7	14.4	48.9	28.9	33.3	32.2	13.3	10.0	1.1	26.7	3.3	66.7	47.8	28.9	28.9	23.3	2.2	4.4	
15	13	44	26	30	29	12	9	1	24	3	60	43	26	26	21	2	4	
14.8	14.1	52.3	43.8	32.8	21.9	20.3	2.3	8.6	17.2	2.3	55.5	44.5	35.2	35.2	18.0	5.5		
19	18	67	56	42	28	26	3	11	22	3	71	57	45	45	23	7		
20.4	10.7	38.8	38.8	30.1	26.2	24.3	3.9	5.8	17.5	11.7	59.2	59.2	35.0	36.9	15.5	8.7	2.9	
21	11	40	40	31	27	25	4	6	18	12	61	61	36	38	16	9	3	
7.7		53.8	30.8	23.1	23.1	23.1			7.7		61.5	15.4	23.1	38.5	7.7	7.7		
1		7	4	3	3	3			1		8	2	3	5	1	1		

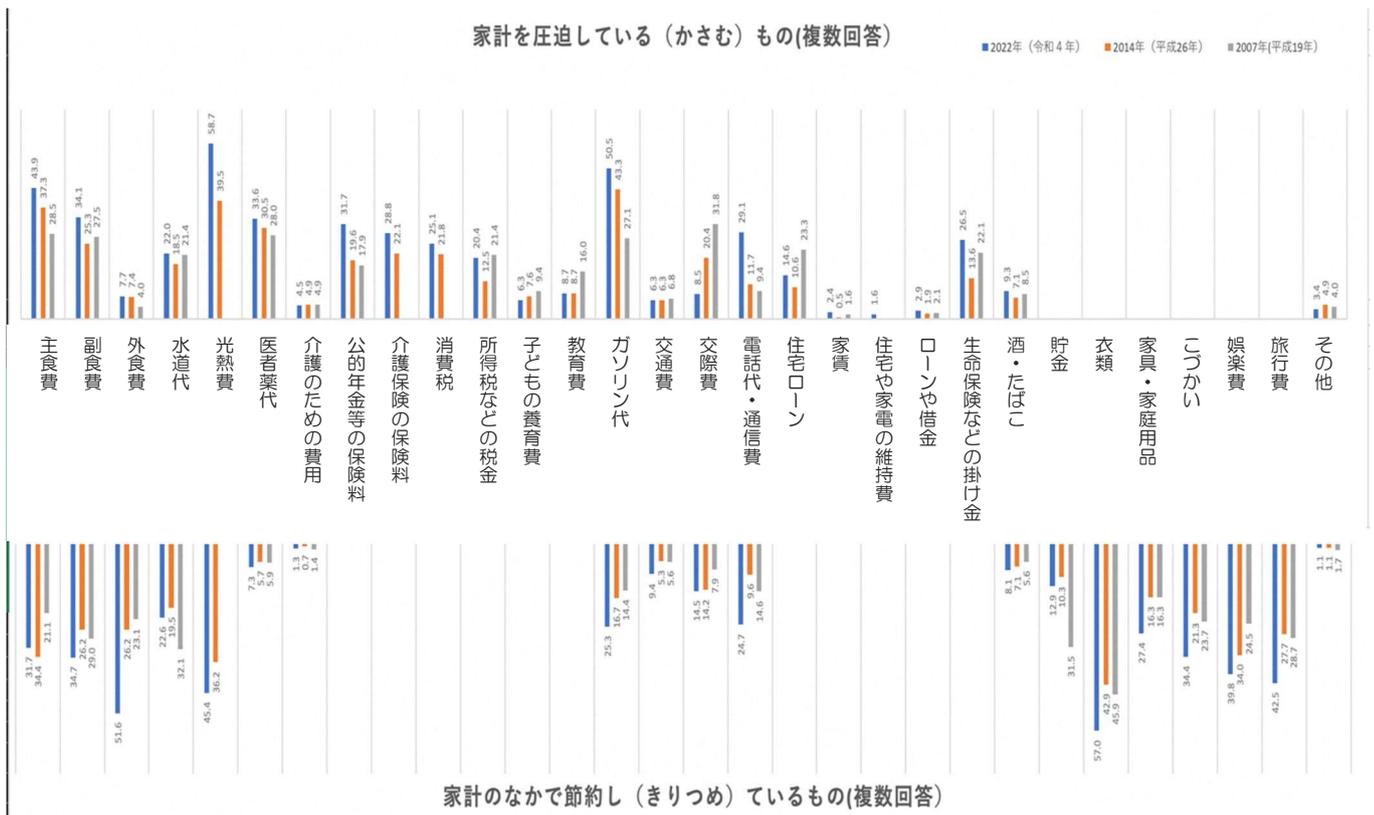
### ③ 家計が逼迫している世帯が増加！

これまでの調査の中で最も深刻な状況となっています。ほとんどの項目で切り詰めているとする割合も、かさんでいるとする割合も上昇しています。特に、光熱水費、ガソリン代、税・社会保障費用といった項目がかさんでいるとする割合が高く、生活に欠くことが出来ない、あるいはかならず支払わなければならない支出が生活の圧迫を招いています。その反面、交際費は大幅に減少しています。これはコロナ禍の影響と近所付き合いなどの変化の結果と考えられます。

暮らしむきは、

- 自分の世帯だけではやりくりが・・・・・・という世帯は  
「衣服・身のまわりの品」や「家具・家庭用品」、「外食費」や「娯楽費」などをきりつめてくる状況だと自立の成り立つ限界がだんだんとあらわれてきています。
- ゆとりが奪われてきているな・・・・・・という世帯は  
「住宅ローン」や「ガソリン代・車の維持費」「交際費」や税金や公的年金などの保険料が家計を圧迫しゆとりを奪ってきています。
- ゆとりがなくなってきた・・・・・・という世帯は  
「副食費」や「光熱費」、「教育費」「子どもの養育費」がかさんでくると、暮らしに「ゆとりがなくなってきた」状況をあらわしています。
- 苦しくなってきた・・・・・・という世帯は  
「主食」をきりつめているということは暮らしむきが、「苦しくなってきた」状況をあらわしています。
- かなり苦しい・・・・・・という世帯は  
「医者・薬代」、「交通費」がかさむ、あるいは「副食費」、「高熱費」、「交通費」などをきりつめていると「かなり苦しい」状況をあらわしているといえます。

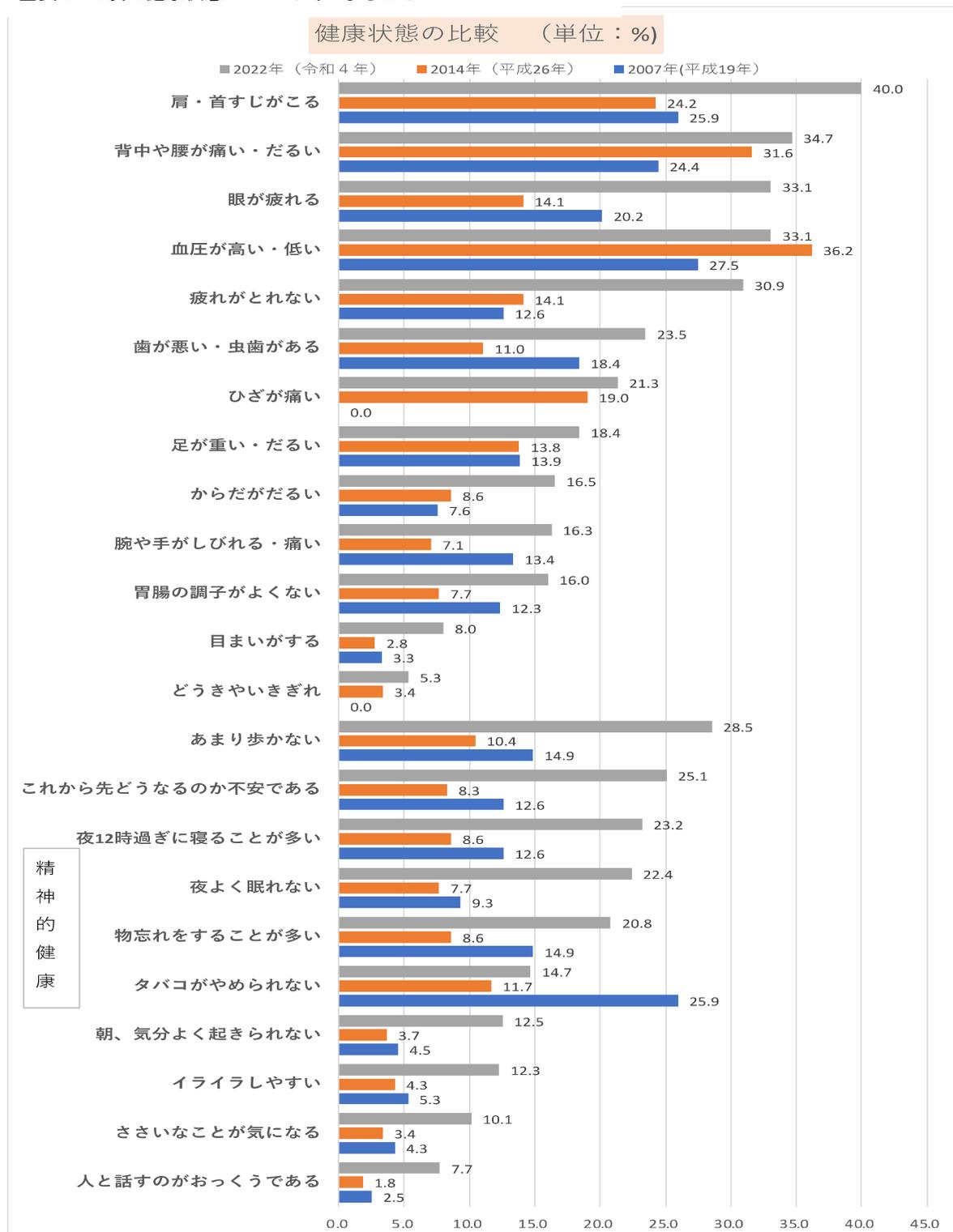
～図表4 日頃の暮らしの中でかさむもの・きりつめているもの～



#### ④ 健康状態が悪化

健康状態は、これまでの調査の結果の中で最も深刻な状況になっています。特に「これから先どうなるのか不安」や「夜よく眠れない」「ささいなことが気になる」「人と話すのがおっくうである」などをはじめとする精神的症状の上昇率が高いのが特徴です。また身体的症状でもほとんどの項目がこれまでの調査に比較すると高くなっており、心身ともに健康状態が悪化しています。

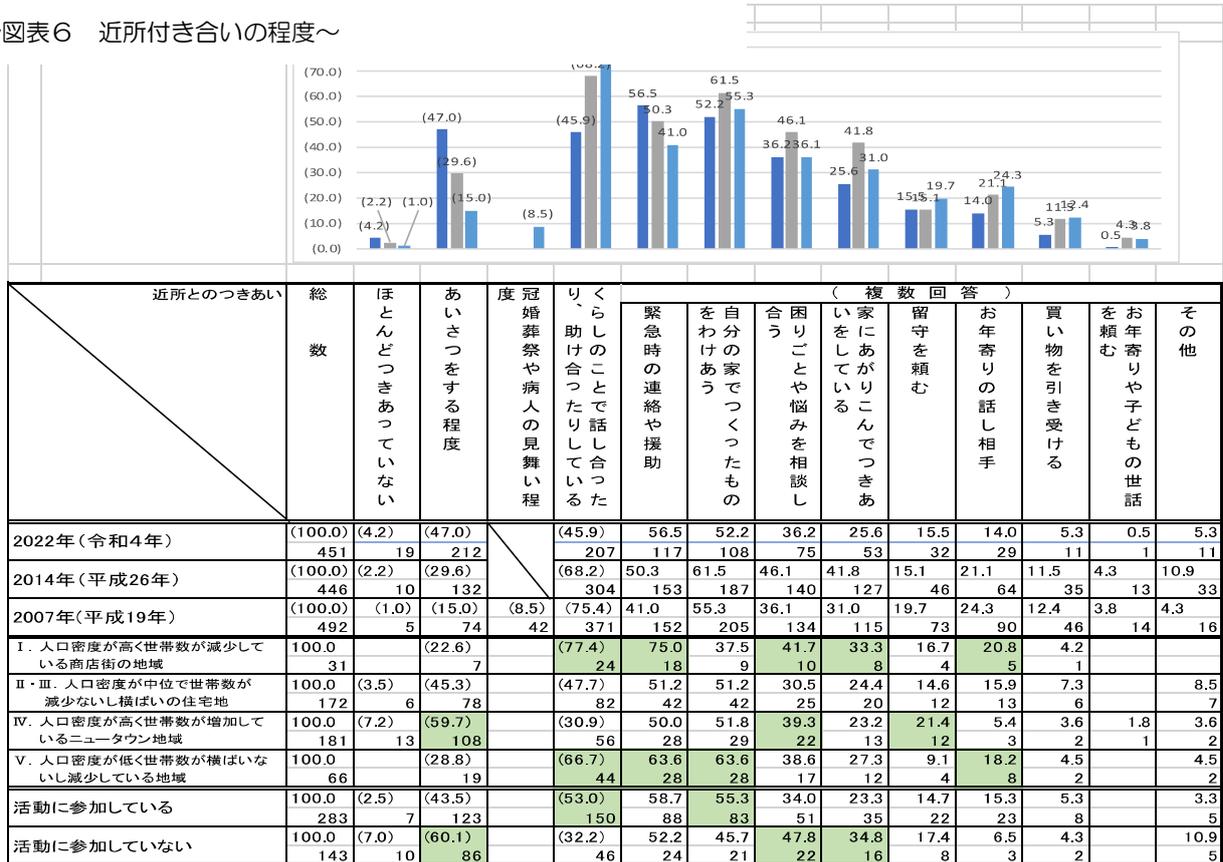
～図表5 日頃の健康状態について気になること～



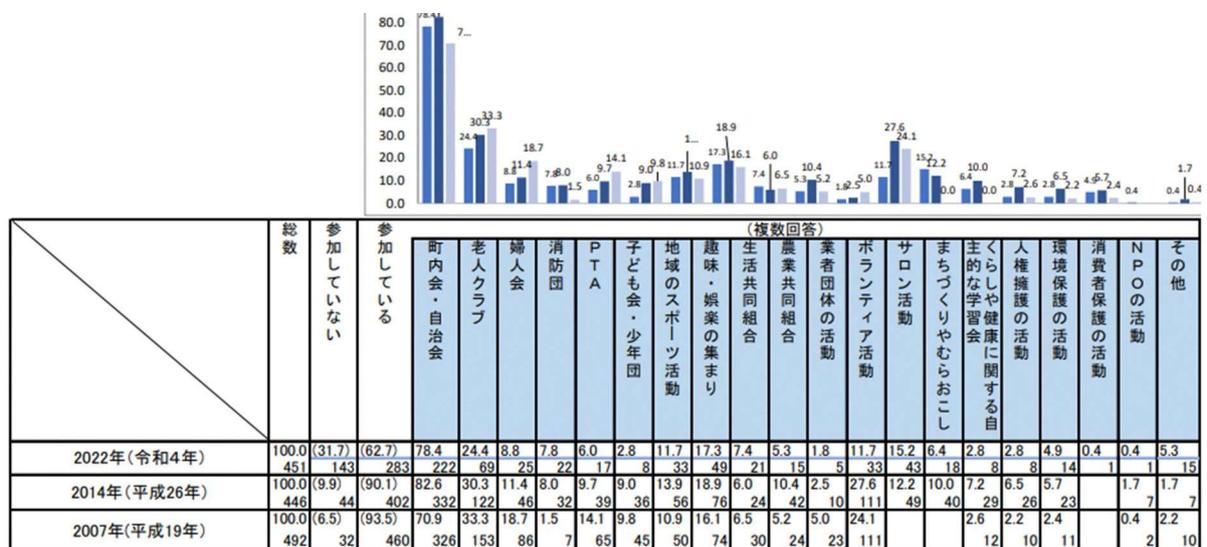
⑤ 近所付き合いが希薄化している

近所付き合いの状況は希薄化が進行しています。「挨拶する程度」が大幅に増え、「暮らしのことで話し合ったり助け合ったりしている」割合は大幅に減少しています。特にニュータウンの地域では、ほとんどつきあっていない方も7%、また、半数以上が「挨拶をする程度」という回答になっていました。自治会やボランティア活動などの地域活動への参加の割合も全体的に低下傾向にあり、地域での住民同士の関係を築きあえる場面への関わりも減少傾向といえます。

～図表6 近所付き合いの程度～



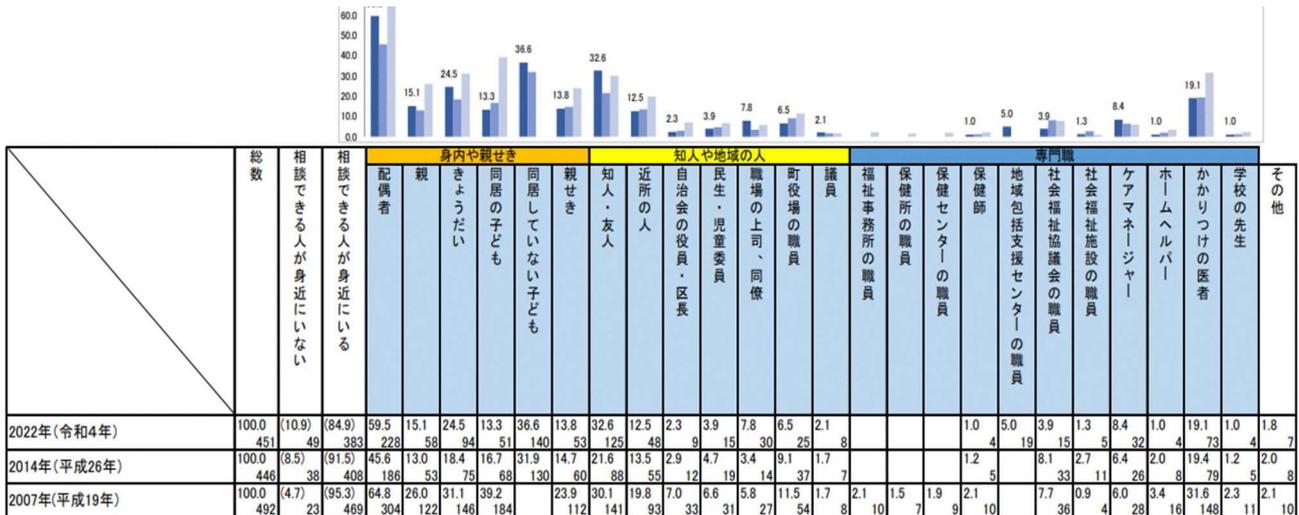
～図表7 地域活動・学習活動への参加状況(複数回答)～



⑥ いざという時に相談できる相手は身内が中心

いざという時に相談できる相手として多いのは、配偶者や同居していない子どもといった身内が多く、次いで知人・友人となっています。これまでと比較すると身内や友人がそれぞれ若干増加しているものの、それ以外の項目ではほぼ減少しています。相談できる相手は限定されつつある傾向といえます。また、地域の人、役場の職員、専門職の割合が大変低く、いざという時の相談先としては低下傾向にあります。

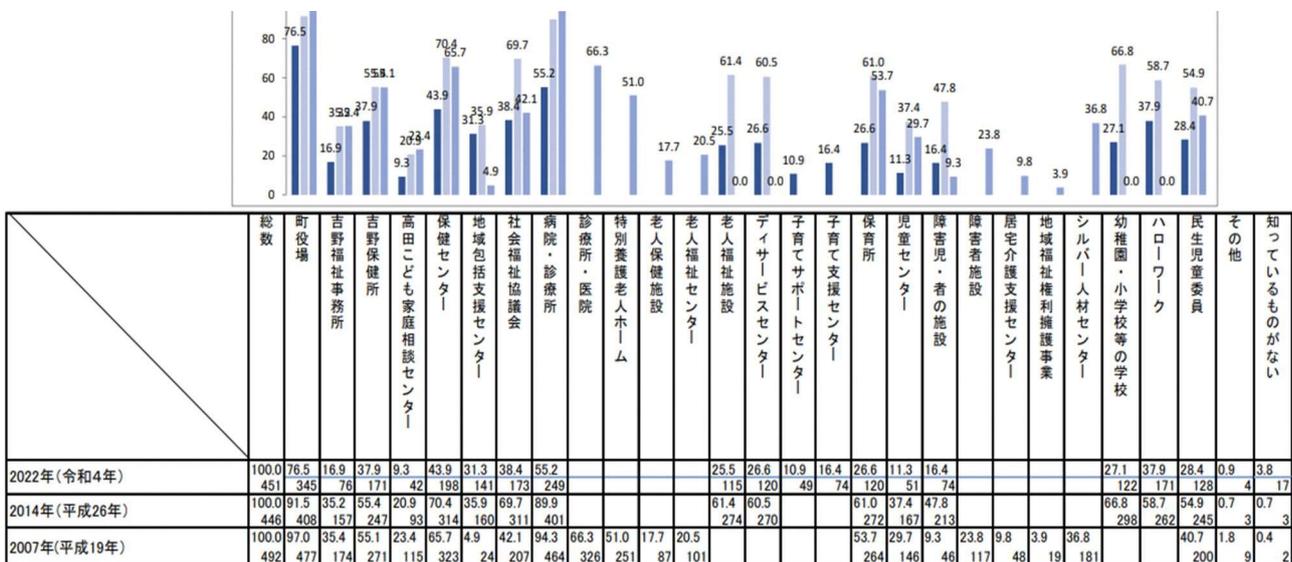
～図表8 日頃相談する相手（複数回答）～



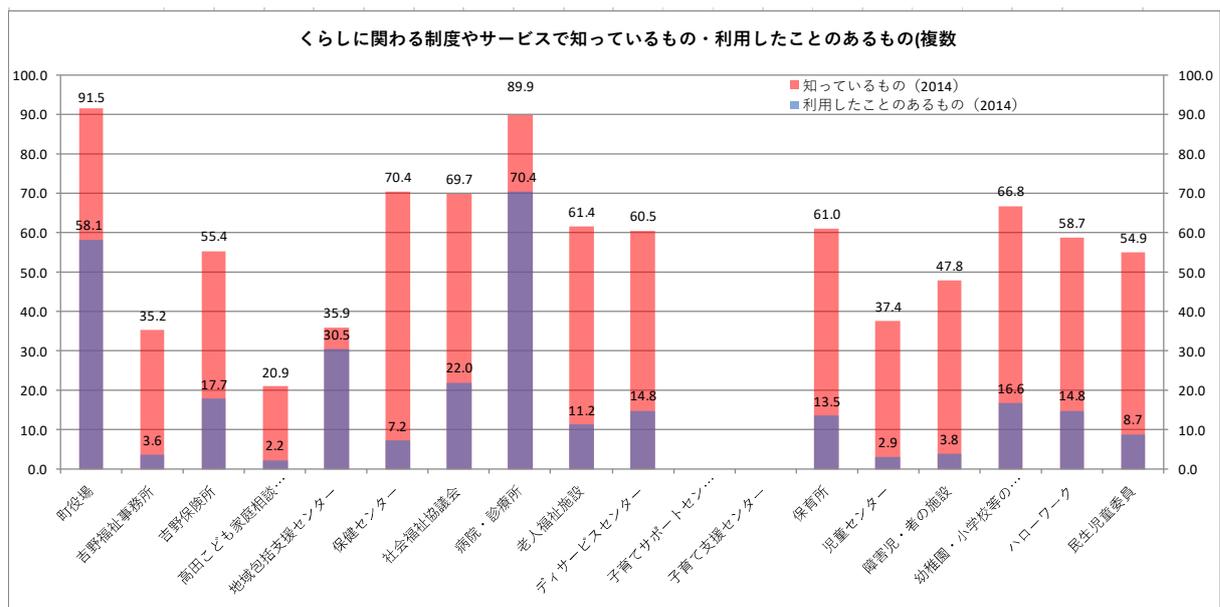
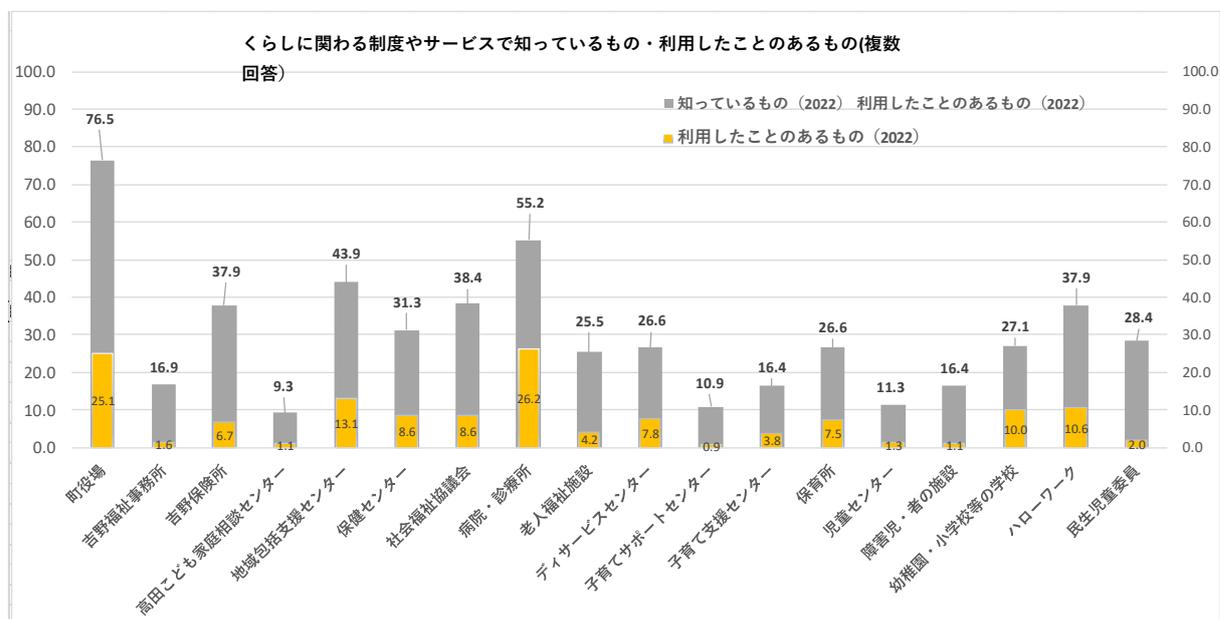
⑦ 知っている機関や利用したことのある機関やサービスは減少傾向

暮らしのことで相談したりサービスを利用したりできる機関や窓口の認知状況や利用状況については、「地域包括支援センター」を除き、ほぼ全ての窓口や機関で調査の回ごとに低下しています。特にサービスなどの利用状況は前回調査に比較して大幅に低下しています。

～図表9 暮らしや健康・福祉にかかわる相談窓口や機関・施設で知っているもの（複数回答）～



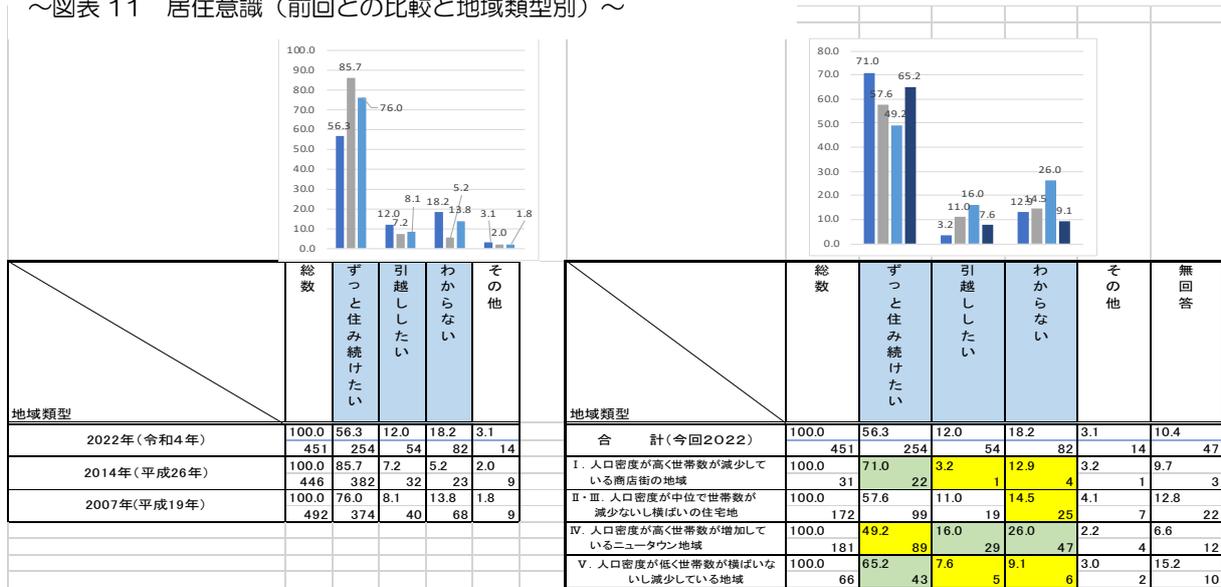
～図表 10 制度等の認知と利用状況（複数回答）～



⑧ 住み続けたいという意識が低下している

今後の居留意識については、「ずっと住み続けたい」が大幅に減少しています。一方で、「わからない」、「引越したい」という項目については、これまでの調査の中で最も高い割合となっています。特にニュータウンにおいてその傾向が顕著に出ているのが特徴的です。

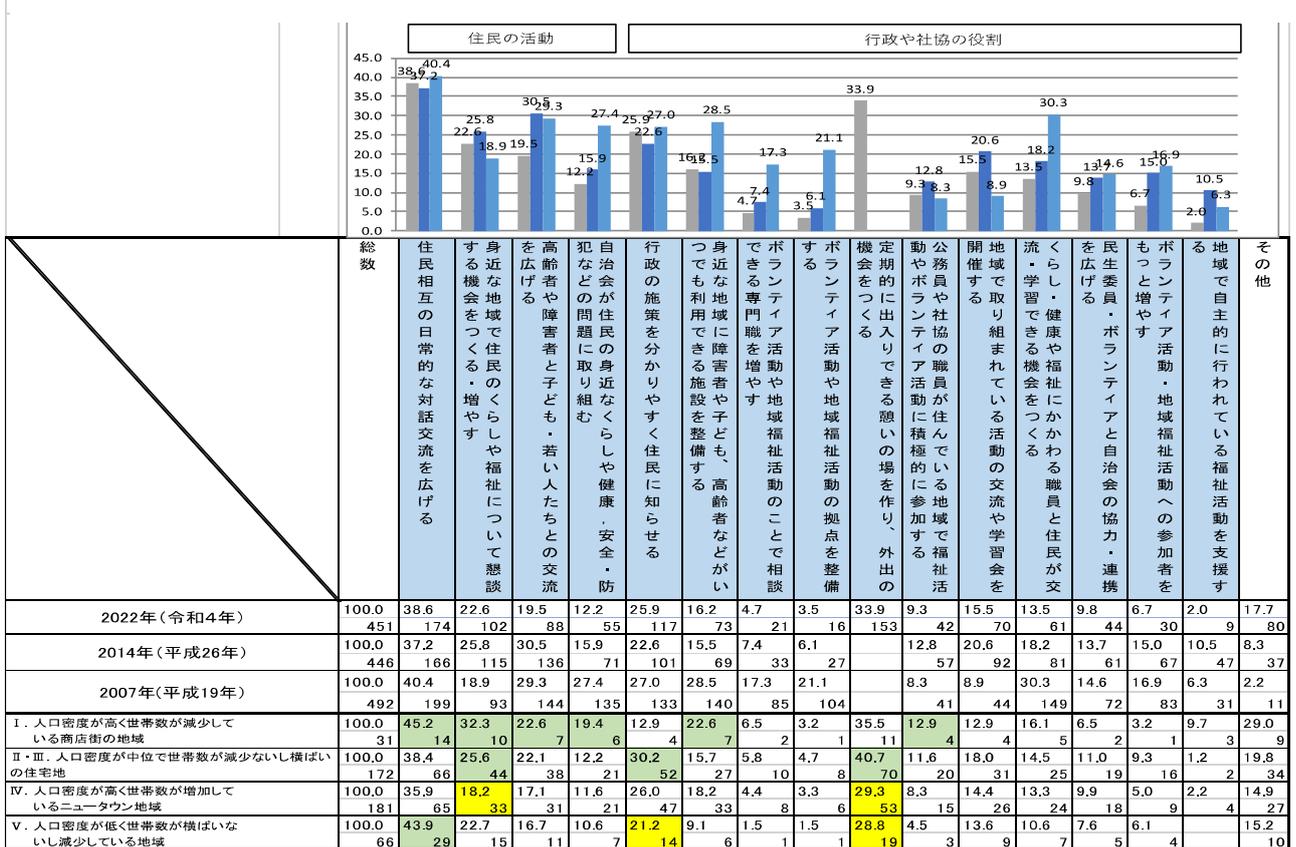
～図表 11 居留意識（前回との比較と地域類型別）～



◎ これからのまちづくりは日常的な対話と交流と場づくり

これからのまちづくりを進める上での条件として重要と考えていることとしては、「住民相互の日常的な対話交流を広げる」、「定期的に入出りできる憩いの場を作り、外出の機会をつくる」など、日常的に、気軽に住民同士が交流できることを望んでいる回答の割合が高くなっています。しかし、憩談や交流、自治会活動など、住民が主体的に進んで活動する内容については高い割合とはなっていません。むしろ、今後のまちづくりに積極的に参加する意識はこれまでの調査と比較すると低い割合です。集の場、集まる機会を広げ、積極的な活動への参加に結びつけていくことが今後の課題となっています。

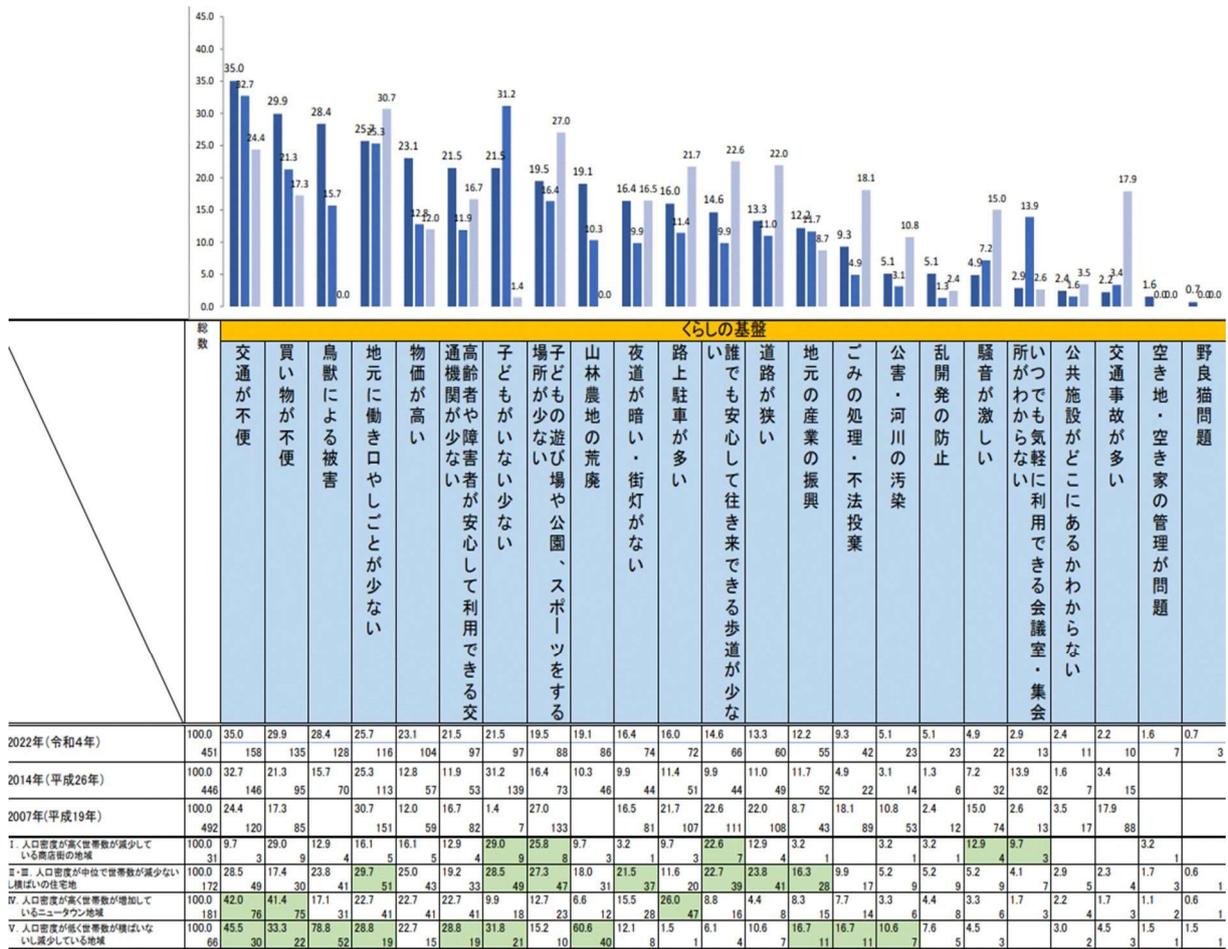
～図表 12 これからのまちづくりの条件（複数回答・前回との比較）～



⑩ 「地域で日頃なんとかしなければならぬと思っていること」では交通問題が突出してきている

地域で日頃なんとかしなければならぬと思っている課題では、「交通が不便」、「買い物が不便」、「高齢者や障害者が安心して利用できる交通機関が少ない」などの交通・外出問題の認知、「物価が高い」、「鳥獣による被害」などの暮らしの基盤に関する割合が高くなっています。加えて、交通・外出問題と近接している「往診をしてくれる医療機関が身近にない」などが増加傾向にあります。しかし、それ以外の項目についてはほぼ全てでこれまでの結果を上回る項目はなく、地域にどのような課題があるのか、どのような問題に困っている人がいるのかといった認識についてはあまり高いとはいえない状況です。

～図表 13 地域で日頃なんとかしなければならぬと思っていること（複数回答）～





## 【第3章】計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進展、人口減少、多様な価値観、ライフスタイルの変化、感染症の流行等により、以前に比べ、地域住民どうしの関係は薄れ、相互扶助機能が弱体化し、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人の日常生活は厳しい状況下に置かれており、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰によって、これまで交流してきた近隣とのつきあいや様々な集いの場が休止したことにより、人と人の関係の希薄化が加速し、住民が抱える福祉課題は複雑・多様化しています。

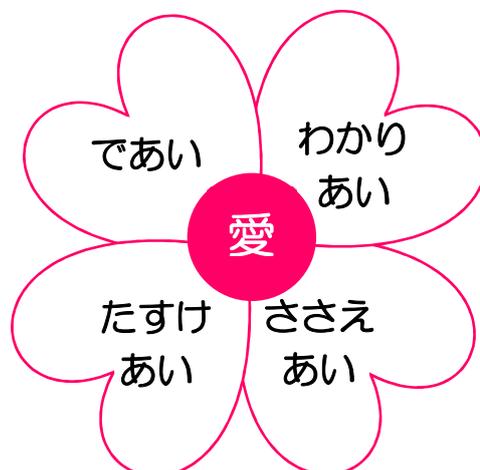
こうした地域社会で発生する課題を解決し、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためには、公的サービスの充実のみならず、地域の集いの場の再スタートへの支援や地域住民や各種団体、事業者などの多くの主体による地域福祉への参画、連携強化が重要となっています。

第4次大淀町総合計画においては、「来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町 ～次世代へつなぐ 共創のまちづくりをめざして～」をまちづくりの基本理念・将来像として掲げ、「協働」「共有」「共感」の理念を大切にしながら、「共創のまちづくり」を進めています。

そこで、大淀町・大淀町社会福祉協議会では、誰もがその人らしく、安心して自立した生活が送れるような地域社会を目指し、住民のみなさまと一緒に策定した第2次計画を大切にしながら、第3次計画の重点施策「地域共生社会の実現」に向けて、次の理念のもとに地域福祉を推進していきます。

## いつまでも、その人らしく幸せに 暮らすことのできるまち、おおよど

～みんなでつくる4つの（愛）～



## 2 基本目標

「第1次地域福祉計画」、「第2次おおよどアクションプラン」では、『4つのあい(愛)』「ふれあい」、「わかりあい」、「たすけあい」、「ささえあい」の視点を基盤に基本目標とアクションプランを定め推進してきました。

「第3次地域福祉計画」では、地域共生社会の実現のために、地域のふれあいの機会がコロナ禍によって失われ、人と人とのつながりが今後の地域福祉推進の鍵となることから、人と人がつながり直していくための「であい」を加え、「わかりあい」、「たすけあい」、「ささえあい」の視点をもって推進していきます。また、「大淀町民のこれからの暮らしと地域福祉をよくするためのアンケート 2022」などから得られた意見を踏まえ、基本理念である「いつまでも、その人らしく幸せに暮らすことのできるまち、おおよど」の実現に向けて、柔軟で効率的な事業展開に努めます。

今後、私たちが目指していく方向性を示したものです。

### 重点施策 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』、『受け手』という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会」と厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部にて定義づけられています。地域共生社会の実現のために、以下の基本目標に沿った取り組みを着実に実行します。

#### 基本目標1. みんながつながり活躍できる地域づくり

##### ～であい～

コロナ禍によって、地域と関わる機会が少なくなった住民も増えています。各種団体においても構成員の減少や高齢化、次の担い手不足による弱体化などがみられ、次代を担う人材育成が課題となっています。

地域と関わる機会が少ない住民も増えており、既存の地域活動にとらわれることなく、住民自身の得意な事や、やりたい事等、関心の高い活動と福祉活動をマッチングさせ、活動機運の醸成を行い、新たな人材の発掘に努めます。

多くの住民が活躍できる地域社会を形成するため、若い世代へボランティア・NPOなどの地域福祉活動の取り組みをわかりやすく伝えつつ、多世代が交流し福祉活動に関わることができる地域交流拠点の整備が必要です。さらに、地域で実施されている個別の活動や居場所づくり、また、それらに取り組みむ人を把握し、人と人、人と居場所をつなぐコーディネートする取り組みが求められます。

## 基本目標 2. 困り事を丸ごと受け止め解決できる体制づくり

### ～わかりあい～

制度や分野ごとの垣根や、支援する側、支援される側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、その人らしい暮らしと生きがいを守り、地域の体制をともに創っていくことが必要です。既存の相談体制や地域づくり支援では対応しきれないような「制度の狭間」に置かれている人々について、困りごとや複合的な課題に対応できるつながりづくりや、多機関が互いの得意分野を活かしてともに支援できる体制整備に取り組みます。

誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、支援が必要な時に、必要な支援が適切に受けられることが重要です。住民どうしが地域で交流できる機運の醸成や、相互に見守ることができる相談しやすい環境づくりを推進します。

## 基本目標 3. 自分らしい生活を支える仕組みづくり

### ～たすけあい～

地域を取り巻く状況は、高齢化や核家族化等の進行によって、以前より地域福祉の担い手の確保が困難となっており、人の結びつきが希薄になってきています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、同じ地域で暮らす住民どうしがお互いに支え、助けあうことができる地域での支えあいの基盤を強化する必要があります。

また、地域における生活課題は複雑化・多様化するとともに従来の福祉制度の狭間の課題が生じています。これらの生活課題に対応するために、日々の生活課題について地域とともに解決の道を探り、新たなサービス等の開発など、生活を支える仕組みづくりが必要です。

## 基本目標 4. みんなの安全な暮らしを守る環境づくり

### ～ささえあい～

地域のつながりが希薄化し、いつ起きるかわからない地震等大災害への備えに多くの方が不安を感じています。高齢者世帯や障がいのある方など災害時要援護者が安全に避難できるよう支援体制を構築していきます。

また、介護・予防・住まい・生活支援・医療のサービスが日常生活圏内で切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築から地域共生社会の実現を目指し、必要な社会資源の開発とネットワークの強化を図ります。

さらに、地域から孤立しないよう利用者の権利擁護と自立を支援します。

基本目標1 みんながつながり活躍できる地域づくり

～であい～

(1) 地域でつながる多様な交流の促進

近所づきあいの希薄化は、生活実態調査の結果でも明らかになっています。「挨拶をする程度」と回答した人が、2007年は15.0%、2014年は29.6%、今回は47.0%と大幅に増加しています。また、コロナによる影響を尋ねたところ「外出を控えた」、「友人との付き合いが疎遠になった」など、日常生活に影響があったと回答した人は81.6%あり、コロナ禍が人間関係の希薄化に拍車をかけています。「地域活動に参加している」と回答した人は、2014年は90.1%、今回は62.7%と減少しており、コロナの影響で疎遠になった地域での支えあいができる関係性を繋ぎなおすことが課題となっており、あらゆる機会に地域と関わる交流が増加するよう推進するとともに、地域で貢献したいと考えている人と支援が必要な人が出会える場の創出が必要です。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人に出会ったら、あいさつしましょう。</li> <li>・自分ができる地域活動・福祉活動を見つけて参加してみましょう。</li> <li>・ボランティア体験や福祉についての講座に参加しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に関する講座や研修会を開催し支援を行います。</li> <li>・世代間の交流を深め、顔の見える地域をつくります。</li> <li>・地域での活動を実施する際の、機材や備品の貸し出しを行います。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、ボランティア養成講座を開催します。</li> <li>・住民どうしが出会い健康づくりにつながる場や居場所の確保に向けた支援を行います。</li> </ul>

◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

- ・ボランティア活動に関する講座や研修会の開催
- ・誰もが気軽に参加できる地域での拠点づくり
- ◎いきいき百歳体操の実施地域拡大と継続支援
  - ・健康マイレージの推進
  - ・健康づくりに関する出前講座、巡回健康教室の開催
  - ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の充実
  - ・こども園、小・中学校での世代間交流

## (2) 地域を支える担い手づくりの推進

生活実態調査の結果、相談や助けが必要なときに頼める相手として、「配偶者」や「同居していない子ども」と回答した人は 2007 年、2014 年、今回の調査すべてにおいてもっとも多いのは変わりないですが、近所づきあいの状況として「緊急時の連絡や援助」と回答した人は、2007 年 41.0%、2014 年 50.3%、今回 56.5%と徐々に増加しており、近所づきあいの重要性が高まっています。一方で「地域活動への参加している」と回答した人は 2014 年 90.1%、今回 62.7%と減少し、コロナ禍の影響もあり地域活動への参加を控える傾向が表れています。地域を支える担い手として近所どうしの関係性の再構築と、相談を受けた地域の人が必要な支援先につなげることができるよう、担い手としての力の醸成が求められています。また、人と人、人と資源がつながり支えあう関係性をはぐくみ、さらに広がるよう、すでに実施されている取り組みを進めていくと同時に、これらの取り組みを活かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備が必要です。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア体験や福祉についての講座に参加しましょう。</li> <li>・気軽に相談（パソコンやスマートフォン等）できる関係性をつくりましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動リーダーや地域活動に必要な人材の発掘や新たな担い手づくりの仕組みを企画します。</li> <li>・パソコン、スマートフォン等の操作方法についての相談できる場所、講座を開催します。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な助成事業を活用し、地域の担い手づくりを推進します。</li> <li>・認知症を理解して見守りの推進を図ります。</li> <li>・生涯学習の場等を活用し、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。</li> <li>・世代間交流ができる居場所を整備します。</li> <li>・地域づくりにつながる地域活動を把握し、多様な主体が参画し、必要な資源の開発やネットワークの構築を図ります。</li> </ul>

### ◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

#### ◎社会活動に関わる人の育成（多様な活動団体等による支えあい活動の創設支援）

- ・福祉の学びの場の創出
- ・介護予防リーダー養成講座の実施
- ・小中高生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施
- ・学生に向けた福祉体験の実施
- ・地域住民に対する地域福祉活動への関心向上に向けた研修会の開催

## 基本目標2 困り事を丸ごと受け止め解決できる体制づくり

～わかりあい～

### (1) 包括的な相談支援体制の強化

生活実態調査において、暮らしや医療の面での困りごとや心配ごとは「老後のこと」が今回最も多く回答されており、「暮らしや福祉のことで気軽に相談できる窓口が少ない」と回答した人が2014年9.2%、今回13.7%と増加しています。また、相談窓口や機関・施設で知っているものとして「町役場」と回答した人が2014年91.5%、今回76.5%、「町社会福祉協議会」と回答した人が2014年69.7%、今回38.4%と減少しています。町役場や町社会福祉協議会で実施している相談窓口を広く周知するとともに、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うことが必要です。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>不安なことがあったら一人で悩まず、近所や「福祉のお困りごと相談窓口」に相談しましょう。</li> <li>困った時には住民どうしで相談し合える関係を大切にしましょう。</li> <li>広報紙、町ホームページ、町公式SNS、リーフレット等で福祉に関する情報を入手し、理解を深めましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティカフェ等において生活支援のための情報提供や相談支援を充実します。</li> <li>町内の社会福祉法人等と連携し、地域における公益的な取り組みをさらに推進します。</li> <li>福祉の困りごとに関して相談を受け、関係機関と連携を図ります。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、住民からの相談を幅広く受け止める「福祉のお困りごと相談窓口」を設置します。</li> <li>広報紙、町ホームページ、町公式SNS、リーフレット等で福祉情報をわかりやすく提供します。</li> <li>単独の支援機関では対応が難しい相談については、支援チームで課題の解決に向けて、課題整理や各機関の役割分担など、支援の進捗状況を確認しながら支援の全体調整を行います。</li> </ul>

#### ◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

- 様々な課題を抱える人が相談できる「福祉のお困りごと相談窓口」の整備
- 福祉情報を必要な人に届ける体制の工夫
- 複合的な課題に対応するための専門職確保と育成
- ◎多機関連携・協働のネットワーク強化
  - 子育て世代包括支援センター事業（妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援）
  - 子育てガイドブックの発行

## (2) 地域での見守り相談支援体制の充実

生活実態調査において、暮らしや医療・福祉のことで相談する相手として「知人・友人」と回答した人が増加しており、特に1人暮らしの高齢者が多く居住する「人口密度が高く世帯数が減少している商店街の地域」においては2014年15.6%、今回40.7%と25.1ポイント増加し、増加率が非常に高くなっています。また、これからのまちづくりの条件として「定期的に入出りできる憩いの場を作り、外出の機会をつくる」を今回調査の回答項目に新たに加えたところ、33.9%が選択しました。地域での助けあいや見守りを充実するため、憩いの場づくりの推進と地域のわかりあいを推進するためのコーディネート者の設置を同時に進めていく必要があります。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から、友人や近隣住民と定期的に連絡をとりあいましょう。</li> <li>・地区の行事に積極的に参加しましょう。</li> <li>・子どもは登下校の時だけではなく、いつも見守りましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆるやかな見守りと小地域ネットワークの構築</li> <li>・関係機関・団体と連携して、見守りネットワークの充実を図ります。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる人が相談しやすい環境をつくります。</li> <li>・各種機関等との連携や地域に出向いて情報を収集することにより潜在的な相談者を見つけます。</li> <li>・個人情報に配慮しつつ、緊急事態に対応するため、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。</li> <li>・日頃から地域の様々な関係者と良好な関係を構築し、情報提供の手段等を取り決めます。</li> </ul>

### ◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

#### ◎地域のささえあい推進員として第2層生活支援コーディネーター※を設置

- ・認知症見守り安心シールの活用普及
- ・ゲートキーパー※の養成
- ・支援が必要な人を見つけるための巡回相談等の実施
- ・住民どうしのつながりや相談支援機関など多様なネットワークを活用して支援が必要な人を早期把握

※第2層生活支援コーディネーター・・・生活支援推進員とも呼ばれ、自分たちの町をより良くしていくために、地域の様々な活動どうしをつなげ組み合わせる調整役として、住民主体のささえあい活動の推進を行う人。

※ゲートキーパー・・・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが出来る人。

## 基本目標3 自分らしい生活を支える仕組みづくり

～たすけあい～

### (1) 自立した生活を支える助け合いの推進

生活実態調査において、地域でなんとかしなければならないことを尋ねたところ、「交通が不便」が35.0%と最も多く、次いで「ひとり暮らしの高齢者のこと」が33.0%と多く、続いて「買い物不便」が29.9%と3番目に多くなっています。自立した生活を継続するためには、移動支援の仕組みづくりや、住民どうしが助け合える関係性づくりが必要です。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常的に適度な運動を行い、地域の健康づくりに取り組みましょう。</li><li>・近隣住民と助け合いができる関係をつくりましょう。</li><li>・移動や買い物については、よどりバス、よどりタクシーを活用しましょう。</li></ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・移動や買物を支援する仕組みづくりを行います。</li><li>・ボランティアセンターの機能を強化し、活動の活性化を図ります。</li><li>・総合事業に必要なサービスや担い手の養成に努めます。</li></ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内事業所と連携し地域課題解決に向けた取り組みを支援します。</li><li>・社会資源を活用し、助け合いを行える仕組みづくりを支援します。</li><li>・体操や趣味等を通じた交流の機会を生み出す支援を行います。</li></ul>

### ◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

#### ◎外出や買物を支援する仕組みづくり

- ・住民相互の生活支援サービス等の開発
- ・ボランティアセンターの機能強化
- ・住民の生活の質（QOL）（趣味・生きがいを持つ・良質な睡眠・規則正しい食生活・適度な運動・瞑想の習慣・笑う習慣）向上のための啓発



## (2) 重層的なセーフティネットの構築

生活課題は多様化しており、社会保険や雇用保険、生活保護といった従来のセーフティネットでは対象から外れてしまう人がいます。福祉分野だけでなく多機関との連携によって制度の狭間に置かれている人の支援ができるよう、支援機関が連携して対応する重層的な福祉のセーフティネットの構築が必要です。これまでは支援が届かずに孤立したり、自ら課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況の人を見つけ、社会とのつながりを段階的に回復するとともに、その人にあった連携先とマッチングする体制の構築と、制度の狭間に置かれている人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに向けた取り組みが必要です。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の子ども、高齢者、障がい者等の生活支援に協力しましょう。</li> <li>• 地域の中でひとり暮らしや支援が必要な人の把握を行いましょう。</li> <li>• 地域の近隣の状況について、お互い気に掛け合いましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもが地域で安心して暮らせる居場所づくり（食堂・学習支援）への支援を行います。</li> <li>• 生活福祉資金の貸付相談など多様な福祉相談を実施し、自立した生活を支援します。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域社会全体で子育てを支援する体制づくり、拠点を整備します。</li> <li>• 地域自立支援協議会や地域の福祉事業所との連携を図り、相談、就労、社会参加に向けた支援を行います。</li> <li>• 就労体験や社会体験が可能な事業者等との連携を行います。</li> <li>• 対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築します。</li> </ul>

### ◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

- 障がいのある人の就労や社会参加の支援
- 子ども食堂（地域食堂）の開設、継続の支援
- 学習支援と居場所づくりの開設、継続の支援
- 生活困窮世帯や狭間の課題を抱えた世帯への伴走型支援の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置と充実
- 社会参加につながる支援メニューと対象者のマッチング、アフターフォローの実施

◎重層的な課題をもつ人へ相談対応等の適切な支援の実施（重層的支援体制整備事業※の実施）

※ 重層的支援体制整備事業・・・地域の住民が抱える課題が、複雑化・多様化するなかで属性を超えた相談窓口の設置等、包括的な支援の体制を整えること。



出展：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト 重層的支援体制整備事について」

## 基本目標4 みんなの安全な暮らしを守る環境づくり

～ささえあい～

### (1) 防災対策・災害支援の強化

生活実態調査で「(大淀町で)ずっと住み続けたい」と回答した人の住み続けたい理由として「家や土地があるから」「住みやすい」「環境がいい」のほかにも「災害が少ない」と回答されています。日常から住民どうしで声を掛け合っていることで災害時お互いに助け合うことができる関係性をつくることができます。安心して住み続けていくためには、これらの自助による防災対策とともに、災害時に支援が必要な方に対する支援体制を強化する必要があります。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>・日頃から家族で避難場所の確認や防災対策をしておきましょう。</li><li>・いざという時のために非常持ち出し品の準備をしましょう。</li><li>・災害時等の情報取得手段を確認しておきましょう。</li></ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・吉野郡内の社会福祉協議会と共同で防災訓練を実施します。</li><li>・大規模災害が発生した際は、災害ボランティアセンターを設置するとともに、運営の効率化を図るため ICT を活用します。</li><li>・災害 BCP※を策定します。</li></ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画の策定の支援を進めます。</li><li>・防災訓練や出前講座の実施により、防災意識の高揚を図ります。</li><li>・災害時等の情報伝達を早く・広く・確実に伝えるよう、伝達手段の拡充を図ります。</li></ul>

#### ◆具体的な取り組み (◎太字は目標設定)

##### ◎避難行動要支援者の個別避難計画策定支援

- ・日常における防災対策の充実・強化
- ・大規模災害に対する受援体制の整備
- ・防災について出前講座の実施
- ・災害対策マニュアルの作成、避難訓練の実施

※災害 BCP・・・事業継続計画 (Business Continuity Plan)、災害発生時においても重要な福祉サービス等を可能な限り提供できるようにするための計画



## (2) 総合的な権利擁護の推進

令和5年3月31日時点の65歳以上の住民は5,915人、高齢者のみの世帯数は2,725世帯、65歳以上のひとり暮らしの高齢者は1,632人となっており高齢化率は36.14%で、国の平均29.1%（令和4年9月15日現在）と比較しても進んでいます。ひとり暮らしになった時や病気などによって判断ができなくなる時に不安を抱えている人が多くあります。

権利擁護とは、その人が持つ様々な権利を守り、尊厳を保持しつつ、その人らしく暮らし続けていくためのサポートをいいます。権利擁護への住民の理解を深め、支援を必要とする人が気兼ねなく相談でき、制度につながるような体制の整備と制度の周知が必要です。早期発見・早期支援によって権利擁護の様々な制度の利用を支援し、迅速に対応できるよう、人材を確保し育成する取り組みを進める必要があります。

住民や地域ではこんなことに取り組みましょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の理解を深めるため、講習会などに参加しましょう。</li> <li>・自らSOSを発信できない人がいる時や、虐待を疑う事案がある場合は、相談窓口に連絡しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度※や日常生活自立支援事業※について、必要な人への早期対応に努めるとともに広報活動を行います。</li> <li>・自己判断能力に不安のある人の日常的な金銭管理のお手伝いをします。</li> </ul>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度※の利用を支援し、市民後見人※の育成に向けて検討を行います。</li> <li>・虐待等の生活状況におかれている人の権利を守るため、関係機関と連携を図ります。</li> <li>・児童、高齢者、障がい者等への虐待や配偶者からの暴力（DV）等への早期発見と早急な対応を行います。</li> </ul>

### ◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

・福祉サービス等の利用支援

#### ◎成年後見制度※の利用促進

・虐待防止の啓発と支援体制の強化

※成年後見制度・・・知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、様々な契約や手続をする際にお手伝いする制度。成年後見人は家庭裁判所が選任する。

※日常生活自立支援事業・・・軽い認知症や知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分であるが、契約の意味や内容を理解できる判断能力がある人を対象として本人の申し出により日常的な金銭管理を行うことができる。町社会福祉協議会へ申請する。

※市民後見人・・・弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の人による成年後見人等の人。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が開始する。

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画目標設定

施策の基本目標	令和5年 (現状)	令和11年
<b>みんながつながり活躍できる地域づくり ～であい～</b>		
(1) 地域でつながる多様な交流の促進 いきいき百歳体操の実施地域の拡大と継続支援 〔目標〕 いきいき百歳体操の実施地域の拡大	13 地域	46 地域
(2) 地域を支える担い手づくりの推進 社会活動に関わる人の育成 (多様な活動団体等による支え合い活動の創設支援) 〔目標〕 支え合い活動の創設のための研修会等の開催	1 事業 6 回	3 事業 10 回
<b>困り事を丸ごと受け止め解決できる体制づくり ～わかりあい～</b>		
(1) 包括的な相談支援体制の強化 多機関連携・協働のネットワーク強化 〔目標〕 連携・協働する地域活動団体等(情報共有会議等への参加団体)の拡大	4 団体	8 団体
(2) 地域で見守り相談支援体制の充実 第2層生活支援コーディネーターの設置 〔目標〕 第2層生活支援コーディネーター数の増員	0 人	15 人
<b>自分らしい生活を支える仕組みづくり ～たすけあい～</b>		
(1) 自立した生活を支える助け合いの推進 外出や買い物を支援する仕組みづくり 〔目標〕 民間活力による買い物支援等のサービス提供地域の拡大	1 地域	3 地域
(2) 重層的なセーフティネットの構築 重層的な課題をもつ人へ相談対応等の適切な支援の実施 〔目標〕 重層的相談にかかる支援会議に参加する機関の拡大	5 機関	10 機関
<b>みんなの安全な暮らしを守る環境づくり ～ささえあい～</b>		
(1) 防災対策・災害支援の強化 避難行動要支援者の個別避難計画策定支援 〔目標〕 個別避難計画策定数の拡大	0 件	150 件
(2) 総合的な権利擁護の推進 成年後見人制度の利用促進 〔目標〕 成年後見制度の仕組みや利用促進につながる研修会の開催	年0回	年2回

## 【第5章】計画実現のために

### 1 計画の周知による意識の高揚

本計画は、住民をはじめ、地域や団体、企業、町社会福祉協議会及び町が、それぞれの立場で力を発揮して連携し、地域の課題を解決していくことをめざすものです。そのため、本計画の基本理念、基本目標の内容をはじめ、第4章の取り組み内容などを周知して地域福祉に対する意識の高揚を図り、計画を推進します。

### 2 関係機関との連携・協働

本計画を推進するため、町や町社会福祉協議会は関係団体などとの連携を強化して、住民や地域の福祉ニーズの把握とその解決策の検討に努めます。本計画の具体的な取り組みについては、住民や地域の福祉ニーズを踏まえて、必要に応じて内容を変更しながら実行できる体制を確保します。

### 3 計画の進捗管理

本計画は、町の「地域福祉計画」と町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、町と社会福祉協議会とが連携を一層深めながら、各事業を推進していきますので、町と町社会福祉協議会が事業の実施状況を評価し、PDCAサイクルの考え方に則り、住民や地域の福祉ニーズも考慮した評価後の取り組みを検討する形とします。

【PDCA サイクル】



## 【付属資料】

### 1 計画の策定経過

日程	項目	内容
令和4年 6月9日	調整会議	ワーキング内容の検討
令和4年 6月17日	第1回ワーキング	1. ワーキングの役割・運営について 2. 計画策定のスケジュールについて 3. 計画策定委員会について 4. 実態調査の概要 5. 第2次地域福祉計画の振り返り 6. その他
7月8日	調整会議	ワーキング内容の検討
7月15日	第2回ワーキング	1. ワーキングの役割について 2. 実態調査及びアンケート調査について 3. 策定委員会について 4. その他
8月3日	令和4年度 第1回策定委員会	1. 大淀町の現状と課題 2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的 3. 第2次アクションプラン（前回計画）の評価 4. 計画策定のための調査等 5. 計画策定スケジュール 6. その他
8月5日 8月22日 8月31日	調整会議	アンケート業務打合わせ
9月4日～6日	生活実態調査の実施	「地域福祉」に対する住民の考え方や地域とのかかわり方などを把握し、計画策定にあたっての基礎資料とするため、住民に対するアンケート調査を実施
9月30日	生活実態調査回答期限	左記の期限としているが、期限後に届いた回答もすべて集計に反映
10月～12月	生活実態調査分析	生活実態調査回答について集計後、分析。
1月6日	調整会議	1. 推進体制の見直し 2. 進捗状況 3. 課題の確認 4. スケジュールの確認 5. その他
1月31日	調整会議	1. 骨子（案）の組み立ての整理（体系等の整理） 2. 骨子（案）策定にかかる役割分担の整理 3. 今後のスケジュールの確認 4. その他

日程	項目	内容
1月31日	第3回ワーキング	生活実態調査の結果について
3月22日	令和4年度 第2回策定委員会	1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画スケジュール 2. 「大淀町のこれからの「暮らしと地域福祉をよくするためのアンケート2022」結果報告と分析 3. 地域福祉計画施策の体系 4. その他
3月22日	第4回ワーキング	住民懇談会（ワークショップ）の内容等について
4月13日	調整会議	1. 計画策定にかかるロードマップの作成 2. ワーキングチームの活用 3. 住民懇談会 4. サロン等代表者懇談会について
4月27日	第5回ワーキング	1. スケジュールの確認 2. 住民懇談会の内容確認と役割分担について 3. 第3次おおよどアクションプラン構想骨子案について 4. その他
5月11日	調整会議	1. 基本理念と基本目標について 2. ワーキングの進め方について
5月12日	第6回ワーキング	1. 基本テーマについて 2. 重点テーマ・項目について 3. 住民懇談会について 4. その他
5月23日	第7回ワーキング	1. 住民懇談会について 2. 重点テーマ・項目について 3. その他
5月24日	北野地区住民懇談会	1. アンケート結果説明 2. グループワーク
6月14日	第8回ワーキング	1. 住民懇談会の報告について 2. 重点テーマ・項目についての意見 3. その他
6月27日	第9回ワーキング	1. 重点テーマ・項目についての意見 2. その他
8月1日	第10回ワーキング	基本目標の具体的な取り組みについて
8月3日	令和5年度 第1回策定委員会	1. 地域福祉計画・地域福祉策定計画スケジュール 2. 計画の素案について
9月6日	調整会議	計画の素案について
9月12日	調整会議	計画の素案について
9月20日	令和5年度 第2回策定委員会	計画の素案について
10月13日	計画案に対する答申書提出	

## 2 策定委員名簿

◎・・・会長 ○・・・副会長

所 属	役職名	委 員 氏 名	
町区長会	会長	池 田 政 則	
町ボランティア連絡協議会	会長	仲 西 愛 子	
町老人クラブ連合会	会長	南 義 則	副会長 田中 哲夫 ～R5.3月
町民生児童委員協議会	副会長	辰 巳 育 子	副会長 梅本 正子 ～R5.3月
町地域婦人団体連絡協議会	会長	中 谷 千 津 代	
町連合PTA連絡協議会	会長	吉 本 卓 司	会長 辻ノ内 和孝 ～R5.7月
町手をつなぐ育成会	会長	丸 山 寿 子	
町視覚障害者友の会	会長	辰 巳 寿 啓	
町肢体不自由児・者父母の会	会長	井 上 和 子	
すぎの子会(自立支援協議会 会長)	理事長	吉 川 宗 近	
大谷大学	教授	◎ 志 藤 修 史	
県社会福祉協議会 地域福祉課	課長	○ 岡 本 晴 子	
県吉野福祉事務所保護課	課長	吉 岡 浩 一	課長 米田 理恵子 ～R5.3月
県吉野保健所健康増進課	課長	大 井 久 美 子	課長 福西 恵子 ～R5.3月

## 大淀町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図る事を目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び第109条の規定に基づく大淀町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の検討及び総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は、任命する。

- (1) 地域福祉についての識見を有する者
- (2) 保健医療又は福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 地域住民組織の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

3 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱、又は、任命の日から令和5年10月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求めることができる。

(協力要請)

第7条 委員長は、第2条に規定する事務の遂行上必要と認めるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(提携)

第8条 町は、計画の策定において、大淀町社会福祉協議会と提携し、計画の策定及び委員会の協議にあたり、事務等を協働する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住民福祉部福祉介護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年10月31日限りでその効力を失う。
- 3 この要綱の施行日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

### 3 生活実態調査アンケート様式

調査地区名	
-------	--

## 大淀町のこれからの暮らしと地域福祉をよくするためのアンケート 2022

問1 一緒にくらしている人についてお答えください。

イ) 世帯の中で主な収入を得ている人の年齢、性別についてお答えください。

性別 → 1. 男 2. 女

年齢 → 1. 25歳未満 4. 45歳～54歳 7. 75歳以上  
2. 25歳～34歳 5. 55歳～64歳  
3. 35歳～44歳 6. 65歳～74歳

ロ) 一緒にくらしている人に○印をつけてください。

(世帯の中で主な収入を得ている人からみた続柄でお答えください。)

1. 配偶者 ( 歳)
2. 未婚の子ども (人数は 人)  
(未婚の子どもの年齢は 歳 / 歳 / 歳 / 歳)
3. 結婚している子ども
4. 子どもの配偶者
5. 父親 ( 歳)
6. 母親 ( 歳)
7. きょうだい ( 歳)
8. 孫
9. その他、同居している人 ( )

問2 世帯の中で主な収入を得ている人の日頃の健康状態について、なにか気になっていることはありますか。

(あてはまるものすべてに○印をつけてください。)

1. 朝、気分よく起きることができない
2. 夜よく眠れない
3. 疲れがとれない
4. からだがだるい
5. 血圧が高い・低い
6. 胃腸の調子がよくない
7. 夜12時過ぎに寝ることが多い
8. 肩・首すじがこる
9. 眼が疲れる
10. 目まいがする
11. 歯が悪い・虫歯がある
12. 物忘れをすることが多い
13. 腕や手がしびれる・痛い
14. どうきやいきぎれがする
15. 足が重い・だるい
16. ひざが痛い
17. 背中や腰が痛い・だるい
18. 人と話すのがおっくうである
19. あまり歩かない
20. イライラしやすい
21. タバコがやめられない
22. ささいなことが気になる
23. これから先どうなるのか不安である
24. その他 ( )
25. 医者に診てもらっている
26. どこも悪くない

問3 一緒にくらしている人の中で、病気や障害、高齢のためになんらかのお世話や介護が必要な人はいますか。

イ) お世話や介護の必要な人の有無

- 1. いない
- 2. いる

↓

ロ) 今はどちらにおられますか?

- 1. 同居している
- 2. 入院している
- 3. 施設に入所している
- 4. その他( )

ハ) それはどなたですか。

(世帯の中で主な収入を得ている人からみた続柄であてはまる人すべてに○印をしてください。)

- 1. 本人
- 2. 配偶者
- 3. 未婚の子ども
- 4. 結婚している子ども
- 5. 子どもの配偶者
- 6. 父親
- 7. 母親
- 8. きょうだい
- 9. 孫
- 10. その他 ( )

ニ) 介護を担っておられる中心的な人はどなたですか。

(世帯の中で主な収入を得ている人からみた続柄でお答えください。)

- 1. 本人
- 2. 配偶者
- 3. 未婚の子ども
- 4. 結婚している子ども
- 5. 子どもの配偶者
- 6. 父親
- 7. 母親
- 8. きょうだい
- 9. 孫
- 10. 介護サービスの職員
- 11. その他 ( )

問4 あなたの家族で、日頃くらしや福祉・医療の面で困りごとや心配だと思っていることがありますか。

- 1. ない
- 2. ある

具体的には (あてはまるものすべてに○印をつけてください。)

- 3. 世帯の中で主な収入を得ている人の病気・事故
- 4. 家族の病気・事故
- 5. 安心してかかれる医療機関が近くにない
- 6. 医療費が高い
- 7. 入院費用がかかる
- 8. 通院が困難
- 9. 病人や老人・障害者の介護
- 10. 働き手の死亡
- 11. 労働時間が長い
- 12. 通勤に時間がかかる
- 13. 自由な時間や休日が少ない
- 14. 賃金、事業収入が低い
- 15. 失業や事業の不振
- 16. 就職が困難
- 23. 食生活のこと
- 24. 炊事・洗濯・掃除などの家事
- 25. 収入が不安定
- 26. 年金が少ない
- 27. 家計の赤字
- 28. 貯金ができない
- 29. 税金が高い
- 30. 保険料(税)が高い
- 31. 物価が高い
- 32. 近所づきあいがむずかしい
- 33. 地域での共同作業に出るのがむずかしい
- 34. 相談相手が身近にいない
- 35. 家庭での対話が少ない
- 36. 結婚がむずかしい

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 17. 仕事の後継者がいない | 37. 老後のこと        |
| 18. 子育てのこと     | 38. 災害がおきた時のこと   |
| 19. 子どもの教育・進学  | 39. コロナワクチンのこと   |
| 20. 子どもの通学・通園  | 40. コロナに感染した時のこと |
| 21. 住まいのこと     | 41. その他( )       |
| 22. 借金・ローンの返済  |                  |

問5 日頃、くらしや医療・福祉のことで相談する相手はどなたですか。

1. 相談できる人が身近にいない

2. いる

具体的には (あてはまるものすべてに○印をつけて下さい。)

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| 3. 配偶者        | 14. 町役場の職員        |
| 4. 親          | 15. 議員            |
| 5. きょうだい      | 16. 保健師           |
| 6. 同居の子ども     | 17. 地域包括支援センターの職員 |
| 7. 同居していない子ども | 18. 社会福祉協議会の職員    |
| 8. 親せき        | 19. 社会福祉施設の職員     |
| 9. 知人・友人      | 20. ケアマネジャー       |
| 10. 近所の人      | 21. ホームヘルパー       |
| 11. 自治会の役員・区長 | 22. かかりつけの医者      |
| 12. 民生・児童委員   | 23. 学校の先生         |
| 13. 職場の上司、同僚  | 24. その他( )        |

問6 くらしや健康、福祉にかかわる相談窓口や機関・施設で、知っているものに○印を、また、実際に利用したことがあるものには◎印をつけて下さい。

(あてはまるものすべてに○、◎印をつけて下さい。)

- |   |                             |                  |
|---|-----------------------------|------------------|
| ○<br>と<br>◎<br>が<br>あ<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 1. 町役場                      | 11. 子育てサポートセンター  |
|   | 2. 吉野福祉事務所 (吉野町)            | 12. 子育て支援センター    |
|   | 3. 吉野保健所 (下市町)              | 13. 保育所          |
|   | 4. 高田こども家庭相談センター<br>(児童相談所) | 14. 児童センター       |
|   | 5. 保健センター                   | 15. 障害児・者の施設     |
|   | 6. 地域包括支援センター               | 16. 幼稚園・小学校等の学校  |
|   | 7. 社会福祉協議会                  | 17. ハローワーク (下市町) |
|   | 8. 病院・診療所                   | 18. 民生・児童委員      |
|   | 9. 老人福祉施設                   | 19. その他( )       |
|   | 10. デイサービスセンター              | 20. 知っているものがない   |

問7 世帯の中で主な収入を得ている人のお仕事はつぎのどれにあてはまりますか。  
それぞれあてはまるものにひとつに○印をつけてください。

1. 働いている
2. 働いていない（2. の場合は、ハにお答え下さい。）

イ) 世帯の中で主な収入を得ている人の仕事について、あてはまるものに○印をつけてください。

1. 主として家族でやっている自営業
2. 他人を3人以上雇って事業を営んでいる
3. 正規職員として勤めている
4. 非正規職員として勤めている（下記のア、イ、ウ、エのいずれかに○）
  - ↳ ア. 契約・派遣・嘱託
  - ウ. パート・アルバイト
  - イ. 臨時・日雇
  - エ. 内職
5. その他（具体的には \_\_\_\_\_ )

ロ) 世帯の中で主な収入を得ている人の勤務先はどこですか。

1. 自宅
2. 町内
3. 吉野町
4. 橿原市
5. 御所市
6. 桜井市
7. 五條市
8. 下市町
9. 奈良市
10. その他の奈良県内（具体的に \_\_\_\_\_ )
11. 大阪府（具体的に \_\_\_\_\_ )
12. 複数の府県にまたがっている
13. その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

ハ) 現在、世帯の中で主な収入を得ている人が働いていない場合の理由をおたずねします。

（あてはまるものすべてに○印をして下さい。）

1. 病気・けが
2. 障害
3. 老齢
4. 定年
5. 失業
6. 家事
7. 介護
8. 育児
9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

ニ) 世帯の中で主な収入を得ている人が加入されている健康保険の種類は何ですか。あてはまるものに○をしてください。

1. 国民健康保険
2. 共済組合・組合管掌保険（本人）
3. 共済組合・組合管掌保険（家族）
4. 協会健康保険（本人）
5. 協会健康保険（家族）
6. 日雇健康保険
7. 後期高齢者医療（75歳以上）
8. 医療扶助（生活保護）
9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問8 一緒にくらしている人のお仕事についておたずねします。（働いている人すべてに○印をつけて下さい。）（世帯の中で主な収入を得ている人からみた続柄でお答え下さい。）

1. 配偶者
2. 未婚の子ども
3. 結婚している子ども
4. 子どもの配偶者
5. 父親
6. 母親
7. きょうだい
8. 孫
9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問9 あなたの家庭の収入源は何ですか。(あてはまるものすべてに○印をつけてください。)

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 1. 世帯の中で主な収入を得ている人の仕事による収入 | 8. 生活保護     |
| 2. その他の同居家族の仕事による収入        | 9. 地代・家賃    |
| 3. 厚生年金や恩給・共済組合の年金         | 10. 利子・配当   |
| 4. 国民年金                    | 11. 預貯金     |
| 5. 失業給付                    | 12. 仕送り     |
| 6. 児童手当・児童扶養手当             | 13. その他 ( ) |
| 7. 特別児童扶養手当・特別障害者手当等       |             |

問10 (実際に家計をあずかっている人におたずねします。) 毎月のくらしのなかで、支出がかさむ(家計を圧迫している)ものがありますか。

1. ない  
2. ある

↳ 具体的には(あてはまるものすべてに○印をつけてください。)

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 3. 主食費             | 15. 民間の生命保険などの掛け金 |
| 4. 副食費             | 16. 消費税           |
| 5. 外食費             | 17. 所得税や事業税などの税金  |
| 6. 水道代             | 18. 交通費・タクシー代     |
| 7. 光熱費             | 19. 電話代・通信費       |
| 8. 家賃              | 20. ガソリン代・車の維持費   |
| 9. 住宅ローン           | 21. 交際費(冠婚葬祭含む)   |
| 10. 住宅ローン以外のローンや借金 | 22. 医者・薬代         |
| 11. 子どもの養育費        | 23. 看護・介護のための費用   |
| 12. 教育費            | 24. 酒・タバコ代        |
| 13. 公的年金や医療保険の保険料  | 25. その他 ( )       |
| 14. 介護保険の保険料       |                   |

問11 (実際に家計をあずかっている人におたずねします。) 毎月のくらしのなかで、支出を切りつめている(節約している)ものがありますか。

1. ない  
2. ある

↳ 具体的には(あてはまるものすべてに○印をつけてください。)

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 3. 主食費        | 13. 交際費(冠婚葬祭含む) |
| 4. 副食費        | 14. 旅行費         |
| 5. 外食費        | 15. 貯金          |
| 6. 水道代        | 16. 医者・薬代       |
| 7. 光熱費        | 17. 看護・介護のための費用 |
| 8. 衣服・身のまわり品代 | 18. 交通費・タクシー代   |
| 9. 家具・家庭用品代   | 19. 電話代・通信費     |
| 10. こづかい      | 20. ガソリン代・車の維持費 |

11. 酒・タバコ代  
12. 娯楽費

21. その他 ( )

問12 現在の住まいはつぎのうちどれにあてはまりますか。

1. 一戸建ての持ち家  
2. 分譲のマンション・棟続きの持ち家  
3. 町営・公営の賃貸住宅  
4. 一戸建ての民間借家・賃貸マンション
5. 民間アパート  
6. 社宅・寮  
7. その他 ( )

問13 現在の住まいには、いつ頃からお住まいですか。

1. 親（あるいはその前）の代から  
2. 現在の世帯の中で主な収入を得ている人の代になってから（イ、ロにお答えください）

イ) 居住期間はどれくらいですか

1. 1年未満  
2. 1年以上 5年未満  
3. 5年以上10年未満  
4. 10年以上15年未満  
5. 15年以上20年未満  
6. 20年以上

ロ) 前住地（直近）はどこですか

1. 大淀町内  
2. 奈良県内 ( )  
3. 大阪府内 ( )  
4. 他府県 ( )

問14 日頃、となり近所とどのようなつきあいをしておられますか。

1. ほとんどつきあっていない  
2. あいさつをする程度  
3. くらしのことで話しあったり助けあったりしている

具体的には（あてはまるものすべてに○印をつけて下さい。）

4. 困りごとや悩みを相談し合う  
5. 家にあがりこんでのつきあいをして  
る  
6. 留守を頼む  
7. お年寄りの話し相手  
8. お年寄り・子どもの世話を頼む  
9. 自分の家で作ったものをわけあう
10. 買い物を引き受ける  
11. いざというときや何かあった  
時などの緊急時の連絡や援助  
12. その他 ( )

問15 家族の皆さんはどのような地域活動・学習会活動に参加されていますか。

イ) 参加の有無とその内容

1. 参加している  
2. 参加していない

具体的には（家族が参加しているものすべてに○印をつけて下さい。）

3. 町内会の行事  
4. 老人クラブ  
5. 婦人会  
6. 子ども会  
7. 消防団  
8. 人権擁護の活動  
9. 地域のスポーツ活動  
10. 業者団体の活動
13. 生活協同組合  
14. 農業協同組合  
15. P T A活動  
16. 消費者保護の活動  
17. くらしや健康に関する自主的な学習会  
18. 環境保護の活動  
19. まちづくり・まちおこしの活動  
20. 趣味・娯楽の集まり

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 11. ボランティア活動 | 21. NPOの活動 ( ) |
| 12. サロン活動    | 22. その他 ( )    |

問16 身近な地域の中で、何とかしなければならないと思っていることは何ですか。  
(あてはまるものすべてに○印をつけて下さい。)

1. くらしや福祉のことで気軽に相談できる窓口が少ない
2. くらしや福祉のことで相談できる窓口が減って困った
3. くらしや医療・福祉のことで利用できる機関・施設が少ない
4. くらしや医療・福祉のことでいつでも相談できる専門職員が少ない
5. 役所や保健所などくらしにかかわる施設が遠くて不便
6. いつでも診てくれる医療機関が身近に少ない
7. 医師や看護師・保健師などの医療従事者が少ない
8. 往診をしてくれる医療機関が身近にない
9. 救急・休日・夜間の医療体制が不十分
10. くらしに困っている世帯のこと
11. 働けなくなった高齢者のこと
12. ひとり暮らしの高齢者のこと
13. 寝たきりや病気・認知症など的高齢者をかかえている世帯のこと
14. お年寄りが安心して気軽に利用できるサービスが少ない
15. 特別養護老人ホームや老人保健施設がない
16. 障害児・者をかかえている世帯のこと
17. 障害児や障害のある人のための施設がない
18. 母子・父子世帯のこと
19. 子育ての不安をかかえている世帯のこと
20. 子どもの非行・いじめ
21. 子どもがいない・少ない
22. 子どもの遊び場や公園、スポーツをする場所が少ない
23. 保育所、学校が減った
24. 保育所や学校が遠い
25. いつでも気軽に利用できる会議室・集会所がない
26. 公共施設がどこにあるかわからない
27. 住民相互のまとまりや助け合いが乏しい
28. 自治会や地域団体の役員のみなり手が少ない
29. くらしや健康・福祉に関する学習会が少ない
30. 若い人と高齢者との世代間交流が乏しい
31. 交通が不便
32. 高齢者や障害者が安心して利用できる交通機関が少ない
33. 買い物が不便
34. 誰でも安心して往き来できる歩道がない
35. 路上駐車が多い
36. 騒音が激しい
37. 交通事故が多い
38. 道路が狭い
39. 夜道が暗い・街灯がない

- 40. ごみの処理・不法投棄
- 41. 公害・河川の汚染
- 42. 乱開発の防止
- 43. 鳥獣による被害
- 44. 山林農地の荒廃
- 45. 地元の産業の振興
- 46. 地元で働き口やしごとが少ない
- 47. 物価が高い
- 48. その他（具体的には \_\_\_\_\_）
- 49. 特になし

問17 お住まいの地域に今後も住みつづけたいですか。

- 1. ずっと住み続けたい  
理由 \_\_\_\_\_
- 2. 引っ越したい → ① 町内    ② 町外    ③ 県外    ④ 決めていない  
理由 \_\_\_\_\_
- 3. わからない  
理由 \_\_\_\_\_
- 4. その他  
（具体的には \_\_\_\_\_）

問18 お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動）をすすめる上で必要だと思っていることは何ですか。

（あてはまるものすべてに○印をつけて下さい。）

- 1. 住民相互での日常的な対話や交流を広げる・機会を増やす
- 2. 高齢者や障害者と子ども・若い人たちとの交流を広げる
- 3. 自治会などで住民の身近な暮らしや健康，安全・防犯などの問題に取り組む
- 4. 自治会などで住民の暮らしや福祉について懇談する機会をつくる
- 5. 自治会などで住民の交流の機会としてのイベントなどを開催する
- 6. 民生委員と自治会とが協力できる関係をつくる
- 7. ボランティア・NPO活動への参加者をもっと増やす
- 8. 行政の施策を分かりやすく住民に知らせる
- 9. 暮らし・健康や福祉にかかわる専門の職員と住民が交流・学習できる機会をつくる
- 10. ボランティア・NPO活動のことで相談できる専門職を増やす
- 11. 身近な地域に障害者や子ども、高齢者などがいつでも利用できる施設を整備する
- 12. ボランティア・NPOの活動拠点を整備する
- 13. 地域で自主的に行われている福祉の活動を支援する  
（具体的には \_\_\_\_\_）
- 14. 公務員や社協の職員が、住んでいる地域で福祉活動やボランティア活動に積極的に参加する
- 15. 定期的に入出りできる憩いの場所をつくり、外出の機会をつくる

16. その他

自由回答欄(大淀町で住み続けるにあたりどのような活動があればいいのか等)

問19 コロナ禍の前と現在で、日常生活に影響はありましたか。

1. ない
2. ある

→具体的には(あてはまるものすべてに○印をつけてください。)

- |                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| 3. 人と接する機会の減少による孤独や孤立 | 11. 通院や通学等ができなくなった            |
| 4. 心身の健康面の悪化          | 12. 通勤ができなくなった                |
| 5. 友人等と付き合いが疎遠になった    | 13. リモートワーク(学習含む)などがうまくいかなかった |
| 6. イベント等の参加を控えた       | 14. 家庭内の不和                    |
| 7. 旅行等の外出を控えた         | 15. その他(具体的に: )               |
| 8. 地域活動への参加を控えた       |                               |
| 9. 収入減による生活困窮         |                               |
| 10. 会社等の経営状況が悪化した     |                               |

問20 コロナ禍のために気力の低下や運動不足による体力の低下はありましたか。

1. 気力体力ともに低下があった
2. 気力が低下した
3. 体力が低下した
4. 以前とほとんど変わらない

問21 コロナ禍でも気力や体力が低下しないために心掛けていることはありますか。(あてはまるものすべてに○印をつけて下さい。)

1. 運動を可能な限り積極的におこなっている
2. 趣味の活動を可能な限り充実させている
3. 家族の時間を大切にしている
4. 仕事や学業に一層力を入れている
5. 友人や地域の方々との交流を可能な限りおこなっている
6. 地域活動を積極的に行っている
7. 特に心がけていることはない
8. その他(具体的に: )

問22 コロナ禍による地域活動や行事の自粛により改めて大切だと思ったことはありますか。(あてはまるものすべてに○印をつけて下さい。)

1. 地域の助け合い
2. 例年行っている地域の行事や活動
3. 自分や家族の健康
4. 家族や友人、知人とのつながり
5. 新しい行事や活動
6. これまでの行事や活動を見直す
7. その他(具体的に： \_\_\_\_\_ )

問23 この調査や、国や県・町行政、社協などに対する要望、あるいは期待することなど、ご意見をお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

◆お問い合わせ先： 社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会  
TEL 0747-52-1941







大淀町マスコットキャラクター  
よどりちゃん

## 第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (第3次おおよどアクションプラン)

令和5年10月

発行

大淀町役場

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090

大淀町社会福祉協議会

〒638-0821

奈良県吉野郡大淀町下淵1223

編集

大淀町 住民福祉部 福祉介護課

大淀町 社会福祉協議会